

〔資 料〕

国内航空判例および判例評釈一覧

関 口 雅 夫
新 田 浩 司
工 藤 聡 一

は し が き

広く航空法研究の利便に供する目的で、日本国内の航空判例および判例評釈を収集し、一覧としてここに公刊する。資料の整理には最善を尽くしたが、遺漏や誤りについては大方のご海容をお願いするとともに、ご指摘を頂戴して今後改めていきたいと考えている。

凡 例

- 【事件】 著名事件名または主要判示事項、判決年月日、判示裁判所名、事件番号
- 【出典】 掲載文献名、巻号頁
- 【備考】 級審関係、関連判例
- 【評釈】 判例評釈の著者名、標題、収録文献名、巻号頁、発表年

昭和 29 年（1954 年）

【事件】

航空機操縦者は、水上の人または物件の安全を考慮して低空飛行を避けるべき注意義務があるとされた事例—業務上過失致傷および航空法違反事件—昭和 29 年 11 月 4 日横浜地方裁判所判決（事件番号不詳）

【評釈】

長瀬弘毅 最低安全高度

【出典】

判例時報 41 号 26 頁

『運輸判例百選（別冊ジュリスト 34 号）』220 頁（有斐閣・1971.11）

昭和 34 年（1959 年）

【事件】

航行中の航空機を爆破墜落させようとして未遂に終わった事例—昭和 34 年 9 月 28 日大阪地方裁判所判決（昭和 34 年（わ）第 107 号、昭和 34 年（わ）第 134 号、昭和 34 年（わ）第 191 号）

【評釈】

渋谷達紀 航空機破壊未遂罪

【出典】

判例時報 206 号 6 頁

『運輸判例百選（別冊ジュリスト 34 号）』222 頁（有斐閣・1971.11）

昭和 37 年（1962 年）

【事件】

空港滑走路における飛行機の衝突事故につき、航空管制官の過失を認めた事例—昭和 37 年 10 月 10 日名古屋地方裁判所判決（昭和 35 年（わ）第 2445 号）

【評釈】

横山晃一郎 航空機事故における管制官の注意義務

高田桂一 航空機事故における管制官の注意義務

【出典】

下級裁判所刑事裁判例集 4 巻 9・10 号 916 頁、判例時報 328 号 13 頁

『交通事故判例百選（別冊ジュリスト 18 号）』246 頁（有斐閣・1968.4）

『運輸判例百選（別冊ジュリスト 34 号）』218 頁（有斐閣・1971.11）

昭和 38 年（1963 年）

【事件】

（1）空港ビルの階段の踊場の手すりに子供の身体がぐぐり抜けられる程度の空間があっても、手すりが踊場の端を区画する機能を十分果しているならば、右手すりの間から幼児が転落した事故につき右施設の設置・管理に瑕疵があったと

【出典】

訟務月報 9 巻 4 号 489 頁

【備考】

（第一審）昭和 40 年 3 月 24 日東京高等裁判所判決（昭和 38 年（ネ）第 801 号）

はいえない。(2) 羽田国際空港ビルの階段の踊場の手摺から幼児が転落した事故につき、国の施設の設置・管理に瑕疵がなかったとされた事例－損害賠償請求事件－昭和38年3月27日東京地方裁判所判決（昭和33年(ワ)第8985号）

昭和40年（1965年）

【事件】

(1) 公の营造物の設置、管理に瑕疵がないとして国に対する損害賠償請求が排斥された事例。(2) 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号）17条にいう「乗降のための作業中」の意義－昭和40年3月24日東京高等裁判所判決（昭和38年(ネ)第801号）

【評釈】

- 山崎悠基 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号）第17条にいう「乗降のための作業中」の意義
- 山崎悠基 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年法律第17号）第17条にいう「降機のための作業中」の意義
- 鴻常夫 国際空港ビル内での転落事故と国際航空運送人の責任の有無
- 江泉芳信 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（ワルソー条約）17条にいう「乗降のための作業中」の解釈

【出典】

訟務月報11巻5号725頁、東京高等裁判所民事判例集16巻3号55頁、判例時報408号11頁、東京高等裁判所(民事)判決時報16巻3号55頁

【備考】

(第一審) 昭和38年3月27日東京地方裁判所判決（昭和33年(ワ)第8985号）

空法11号40頁（1967.10）

ジュリスト415号125頁（1969.1）

『運輸判例百選（別冊ジュリスト34号）』212頁（有斐閣・1971.11）

ジュリスト584号155頁（1975.4）

【事件】

(1) 運送約款のような普通契約約款においては、当事者が約款に従うべき旨明示・黙示の意思を表示していなくても、特約によつてこれを排除しない限り、普通契約約款に従った契約が成立したものと解すべきであるが、民事訴訟の管轄に関する合意は、その要件、効果が民事訴訟法25条によつて規律され、こと

【出典】

下級裁判所民事裁判例集16巻6号1154頁、判例時報421号41頁

に合意の成立に関し、それが書面によつて明らかにされなければならないとされているから、管轄に関する条項が、空港内待合所搭乗受付カウンターにひもでつりさげておかれた冊子に記載された運送約款中に含まれていたとしても、有効な管轄の合意が成立したとみることはできない。(2) 航空運送約款中の合意管轄約款によつては、旅客との間に訴訟法上有効な管轄の合意が成立したとみることはできない。(3) 普通契約約款中に管轄裁判所の定めがされていても、それだけでは、有効な管轄の合意が書面によつてされたものということとはできない—移送申立却下決定に対する即時抗告事件—昭和40年6月29日大阪高等裁判所決定(昭和40年(ラ)第54号)

昭和41年(1966年)

【事件】

(1) 飛行機の着陸の際生じた事故につき、機長の業務上の過失が否定された事例。(2) DC-3型飛行機を操縦して空港に着陸しようとした際、着陸滑走後間もなく機体はかなり大きく蛇行したので着陸のやり直しをするため離陸を決意しエンジンを全開にしたところ、その後機首が大きく左にそれて滑走路を逸脱し草原を進行して浮揚を始めたが、右側主翼が吹流し取付用柱に激突大破し、乗客等に傷害を負わせた事故につき、蛇行の処理に当って通常許されない操縦の誤を犯したものは認められないとして過失が否定された事例—全日空仙台空港事件—昭和41年3月31日仙台地方裁判所判決(昭和39年(わ)第400号)

【出典】

判例時報447号40頁

昭和42年(1967年)

【事件】

航空機事故と運送約款による賠償責任額の制限の当否—昭和42年6月12日大阪地方裁判所判決(昭和39年(ワ)第4888号)

【評釈】

高田桂一 (1) 航空運送契約にお

【出典】

判例タイムズ207号230頁、判例時報484号21頁、下級裁判所民事裁判例集18巻5・6号641頁

判例評論105号(判例時報489号)35

- ける約款の適用。(2) 機長らの注意義務。(3) 約款における責任制限条項。(4) 限度額を100万円とした場合の効力—日東航空機墜落事故の損害賠償請求事件
- 林修三 航空機事故と運送約款による損害責任制限の当否 頁 (1967.9)
- 野村好弘 航空機事故と約款による責任制限 時の法令 622号 54頁 (1967.11)
- 野村好弘 航空機事故と約款による責任制限—つばめ号事件 『交通事故判例百選 (別冊ジュリスト 18号)』 142頁 (有斐閣・1968.4)
- 野村好弘 航空機事故と約款による責任制限—つばめ号事件 『昭和41・42年重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊 18号)』 202頁 (有斐閣・1968.5)
- 野村好弘 航空機事故と約款による責任制限 ジュリスト 398号 385頁 (1968.5)
- 青山和夫 航空運送約款における責任制限条項—大阪地裁昭42・6・12判決に関連して— 民商法雑誌 58巻 4号 534頁 (1968.7)
- 松岡誠之助 (1) 航空運送契約の内容といわゆる普通取引約款との関係。(2) 航空機事故につき機長らの注意義務違反を認めた事例。(3) 国内航空運送約款において乗客の死傷事故による運送人の損害賠償責任額を限定することの適否。(4) 国内航空運送約款において乗客の死傷事故による運送人の損害賠償額を100万円に限定することは公序良俗に反するとした事例。(5) 航空機事故により死亡した被害者の遺族らに対する損害賠償として合計1942万余を容認した事例 ジュリスト 452号 (1970.6) 132頁
- 山崎悠基 (1) 航空運送契約の内容といわゆる普通契約約款との関係。(2) 航空機事故につき機長らの注意義務違反を認めた事例。(3) 国内航空運送約款において乗客の死傷事故による運送人の損害賠償責任額を限定することの適否。(4) 国 ジュリスト 452号 132頁 (1970.6)

内航空運送約款において乗客の死傷事故による運送人の損害賠償責任額を100万円に限定することは公序良俗に反するとした事例。
 (5) 航空機事故により死亡した被害者の遺族らに対する損害賠償として合計1942万余円を容認した事例

山崎悠基 損害賠償請求事件
 矢澤惇 航空運送約款による責任制限
 野村好弘 航空機事故と約款による責任制限

空法13号98頁(1970.10)
 『運輸判例百選(別冊ジュリスト34号)』210頁(有斐閣・1971.11)
 『交通事故判例百選(第2版)別冊ジュリスト48号)』166頁(有斐閣・1975.8)

昭和43年(1968年)

【事件】

有視界飛行方式による飛行のみを許された航空機の操縦士が、視程と最低安全高度とを定め、かつ航空機の所定範囲内に雲がないことを要求する航空法、同施行規則および当該航空会社の運航規程に違反して、針路前面の厚い層雲中へ低空で進入することは、たとい帰投すべき空港の気象状態が前線の通過により悪化しつつあった場合でも、なお一般的特別有視界気象状態の最低基準1マイル程度の視程があり、レーダーによる進入誘導を受けて着陸することが可能である以上、業務上の注意義務に違反する一業務上過失致死、業務上過失傷害、航空法違反被告事件一昭和43年11月13日大阪高等裁判所判決(昭和41年(う)第1071号)

【評釈】

山崎悠基 航空機操縦士の注意義務
 横山晃一朗 航空機操縦士の注意義務

【出典】

高等裁判所刑事判例集21巻5号466頁、判例時報570号81頁

【備考】

(第一審)昭和42年6月12日大阪地方裁判所判決(昭和39年(ワ)第4888号)

(上告審)昭和46年10月7日最高裁判所第一小法廷判決(昭和44年(あ)第512号)

『運輸判例百選(別冊ジュリスト34号)』214頁(有斐閣・1971.11)

『運輸判例百選(第2版)(別冊ジュリスト48号)』270頁(有斐閣・1975.8)

昭和45年(1970年)

【事件】

ヘリコプターによる農薬散布の実施に当つてはその農薬による被害のみならず爆音による被害も予測しかつこれを防止

【出典】

下級裁判所民事裁判例集21巻3・4号389頁、判例時報606号76頁、判例タイムズ251号209頁

する措置に出ざる義務があるのに、漫然とこれを怠り農薬散布後の帰途の飛行において鶏舎の真上を低空にて飛行せしめた者は、その爆音に驚いた鶏が卵墜または卵巣萎縮の症状を呈し廃鶏となったことによる損害を賠償する責に任ずる一損害賠償請求事件一昭和45年3月11日岡山地方裁判所判決（昭和40年（ワ）第609号）

【評釈】

- 牛山積 航空機騒音による被害一農薬散布用ヘリコプター事件
- 山口和男 農薬散布用ヘリコプター爆音事件一ヘリコプター爆音と養鶏被害との因果関係
- 山口和男 農薬散布用ヘリコプター爆音事件一ヘリコプター爆音と養鶏被害との因果関係

『(法学セミナー184号別冊) 公害判例ハンドブック』52頁(日本評論社・1971.5)

『公害・環境判例(別冊ジュリスト43号)』93頁(有斐閣・1974.5)

『公害・環境判例(第2版)(別冊ジュリスト65号)』98頁(有斐閣・1980.1)

【事件】

(1) 日本会社とアメリカ航空運送会社との間で締結されたニュー・ヨークから日本へダイヤモンドを運送する契約につき、ワルソー条約を適用した事例。

(2) 運送品であるダイヤモンドを詰めた木箱が運送中に所在不明となった場合に、ワルソー条約25条にいう、運送人の使用人が職務を行うに当たって生じた事故であり、かつ事故の原因は、その故意または重過失によるものである以上、運送人の有限責任の主張は認められない一ノースウエスト航空ダイヤモンド紛失損害賠償事件一昭和45年6月22日東京地方裁判所判決（昭和42年（ワ）第12104号）

昭和46年（1971年）

【事件】

(1) 航空法違反威力業務妨害等被告事件について刑の量刑が不当でないと言われた事例。(2) 空港滑走路に火炎びんを投棄して航空法違反、業務妨害等を犯した主謀者でない少年に更生の期待がもてるときは、酌量減輕して懲役1年以上3年以下に処した原判決は相当で、検察

【出典】

判例タイムズ278号173頁、東京高等裁判所(民事)判決時報23巻3号30頁、金融・商事判例498号15頁、最高裁判所民事判例集30巻2号142頁

【備考】

(控訴審) 昭和47年3月15日東京高等裁判所判決（昭和45年（ネ）第1846号）

(上告審) 昭和51年3月19日最高裁判所第二小法廷判決（昭和47年（オ）第541号）

【出典】

東京高等裁判所(刑事)判決時報22巻1号1頁

【備考】

(第一審) 昭和45年3月1日東京地方裁判所判決（事件番号不詳）

官の量刑不当の控訴は理由がない—航空法違反等事件—昭和46年1月18日東京高等裁判所判決（昭和45年（う）第905号）

【事件】

（1）航空機事故につき、操縦士（機士）に業務上過失致死傷、航空法違反の罪責が認められた事例。（2）操縦士の過失を認めた原判決の判断に誤はないとされた事例。（3）航空機操縦士の業務上の過失犯における注意義務の内容は、航空機操縦士としての客観的標準によるべきものであって、気象状態不良の場合において、当該操縦士がその資格要件に属する地上誘導進入方式による着陸につき訓練不足であっても、これを理由としてその責任を免れることはできない—日東航空徳島便つばめ号墜落事件—昭和46年10月7日最高裁判所第一小法廷決定（昭和44年（あ）第512号）

【評釈】

山崎悠基 航空機事故につき操縦士（機長）に業務上過失致死傷、航空法違反の罪責を認めた二審判決に対する上告が棄却された事例—いわゆる日本航空徳島便「つばめ号」墜落事件

昭和47年（1972年）

【事件】

（1）日本会社とアメリカ航空運送会社との間で締結された国際航空運送契約にはワルソー条約が適用されるが、右条約には遅延損害金に関する規定がないので同条約28条を考慮し、同条約21条との権衡上からしても、遅延損害金は、法廷地法たる日本法によると解すべきである。（2）日本会社とアメリカ航空運送会社との間で締結されたニュー・ヨークから日本へダイヤモンドを運送する契約につき、ワルソー条約を適用した事例。（3）ダイヤモンド入木箱をオニオン・サックに入れて旅客機の貨物室に積載して輸送中にオニオン・サックごと紛失し

七七

【出典】

裁判所時報579号1頁、判例時報644号95頁、判例タイムズ269号248頁

【備考】

（第一審）昭和42年6月12日大阪地方裁判所判決（昭和39年（ワ）第4888号）

（控訴審）昭和43年11月13日大阪高等裁判所判決（昭和41年（う）第1071号）

ジュリスト570号142頁（1974.9）

【出典】

最高裁判所民事判例集30巻2号153頁、判例タイムズ278号173頁、東京高等裁判所（民事）判決時報23巻3号30頁、金融・商事判例498号13頁

【備考】

（第一審）昭和45年6月22日東京地方裁判所判決（昭和42年（ワ）第12104号）

（上告審）昭和51年3月19日最高裁判所第二小法廷判決（昭和47年（オ）第541号）

た事故の原因は、運送人の使用人の窃取か、手違いによる積残または積卸し以外には考えられず、使用人の故意または重過失によって生じたものとして、運送人はその損害につき国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約による責任制限を主張することができない。

(4) ワルソー条約自体は遅延損害金を付加して損害賠償金を支払うべきことを定めていないから、遅延損害金請求は、当事者間の債権関係を律する実体法上の規定に照らして理由の有無を決すべく、わが国の裁判所に提起されている以上、法廷地法たる日本法の適用を受けるとみるのが自然である。ノースウエスト航空ダイヤモンド紛失損害賠償事件一昭和47年3月15日東京高等裁判所判決（昭和45年(ネ)1846号）

【評釈】

藤田泰弘 ワルソー条約25条(航空運送人の有限責任剝奪規定)の要件に該当する事実があるとして同条約22条所定の限度を超える金額の賠償を航空運送人に命じた事件

判例タイムズ280号68頁(1972.11)

【事件】

(1) 免許を受けた不定期航空運送事業および航空機使用事業の営業権の換価や強制管理を目的とする差押は許されない。(2) 航空機使用事業の営業権の換価や強制管理を目的とする差押は許すべきでない。(3) 不定期航空運送事業の営業権の換価や強制管理を目的とする差押は許すべきでない。営業権差押命令申請事件についての却下決定に対する即時抗告申立事件一昭和47年4月10日東京高等裁判所決定（昭和47年(ラ)第191号）

【評釈】

山崎悠基 免許を受けた不定期航空運送事業および航空機使用事業の営業権について、その換価・強制管理等を目的とする差押の許否

【出典】

下級裁判所民事裁判例集23巻1～4号173頁、判例時報667号33頁、判例タイムズ279号325頁、東京高等裁判所(民事)判決時報23巻4号50頁

【備考】

(第一審)昭和47年2月28日新潟地方裁判所判決（昭和47年(ル)第44号）

ジュリスト610号117頁(1976.4)

【事件】

（１）航空機の強取等の処罰に関する法律１条の反抗抑圧手段としての脅迫行為といえるには、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであることを要し、かつ、これをもつて足りる。（２）たとい玩具のけん銃を突きつけた場合であっても、一般人が容易に玩具であると見破り得る状態になく真物ではないかと懸念するのが通常であると認められる限り、相手方の反抗を抑圧するに足りるものとして、航空機の強取等の処罰に関する法律１条の脅迫に当る一航空機の強取等の処罰に関する法律違反事件一昭和４７年４月２８日静岡地方裁判所浜松支部判決（昭和４５年（わ）第３１４号）

【事件】

（１）国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約は、旅客の運送を引受けた旅客との間の運送契約に適用され、旅客運送のために旅行斡旋代理店がした備機契約については適用がない。（２）備機契約義務不履行に基づく損害賠償請求については、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約２９条の適用がない一昭和４７年７月１７日横浜地方裁判所判決（昭和４２年（ワ）第１４４３号）

昭和 48 年（1973 年）

【事件】

（１）航空法 96 条 1 項の規定により運輸大臣が航空機の離着陸について与える指示は、公権力の行使に当る行為であつて、国を債務者として右指示を与えないことを義務づけることを求める仮処分は許されない。（２）特定の航空機が離着陸するには空港の施設、設備面の安全性が十分でなく、いったん事故があれば取返しのできない損害を受けることを理由として、付近住民が国を債務者として、空港管理規則 6 条 2 項の規定により右航空機の離着陸を禁止することを義務づけることを求める仮処分は、運輸大臣が航空会社に対してした定期航空運送事業の

【出典】

刑事裁判月報 4 巻 4 号 874 頁

【出典】

下級裁判所民事裁判例集 23 巻 5・6・7・8 号 385 頁、判例タイムズ 297 号 308 頁

【出典】

下級裁判所民事裁判例集 24 巻 5～8 号 500 頁、訟務月報 19 巻 13 号 1 頁、判例時報 718 号 85 頁、判例タイムズ 297 号 203 頁

免許処分等の行政処分の瑕疵を理由として右行政処分の効力の停止を求める実質を有し、行政事件訴訟法 44 条によって許されない一新潟空港ジェット機離着陸禁止仮処分事件決定一昭和 48 年 8 月 4 日新潟地方裁判所決定（昭和 48 年(コ)第 83 号）

【事件】

空港の滑走路上に火炎ビンを投げて燃え上らせ、ビンのガラス破片を滑走路上に散乱させた行為は、航空法 138 条に当る一愛知外相訪ソ訪米阻止羽田空港事件関連判決一昭和 48 年 12 月 26 日東京地方裁判所判決（昭和 44 年(合わ)第 308 号）

昭和 49 年（1974 年）

【事件】

航空機の強取等の処罰に関する法律 3 条の運航支配予備罪の成立が認められた事例一航空機の強取等の処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件一昭和 49 年 2 月 15 日東京地方裁判所判決（昭和 48 年(特わ)第 1212 号）

【事件】

(1) 国の管制に従って発着する航空機の騒音により、空港周辺地域の住民が受忍限度を超える精神的損害を受けている場合には、国は国家賠償法 1 条により損害賠償の責任を負う。(2) 空港がわが国の航空輸送の上で大きな役割を果たしていることは疑ないが、かかる公共性があるからといって、空港設置者は騒音損害による賠償責任を免れるものではない一大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件一昭和 49 年 2 月 27 日大阪地方裁判所判決（昭和 44 年(ワ)第 7077 号、昭和 46 年(ワ)第 2499 号、第 5669 号）

【評釈】

牛山積 大阪空港判決と差止請求
佐々木一彦 大阪国際空港訴訟判決における損害論
篠塚昭次 違法性について
谷口和平 大阪国際空港夜間飛行禁

【出典】

刑事裁判月報 5 巻 12 号 1660 頁、判例時報 731 号 22 頁、判例タイムズ 307 号 296 頁

【出典】

刑事裁判資料 228 号 726 頁、刑事裁判月報 6 巻 2 号 161 頁

【出典】

最高裁判所民事判例集 35 巻 10 号 1621 頁、訟務月報 20 巻 5 号 59 頁、判例時報 729 号 3 頁、判例タイムズ 306 号 117 頁、ジュリスト 559 号 64 頁、ジュリスト 761 号 219 頁

【備考】

(控訴審) 昭和 50 年 11 月 27 日大阪高等裁判所判決(昭和 49 年(ネ)第 453 号、第 473 号、昭和 50 年(ネ)第 724 号、第 760 号、第 860 号)
(上告審) 昭和 56 年 12 月 16 日最高裁判所大法廷判決（昭和 51 年(オ)第 395 号）

判例時報 729 号 126 頁（1974.3）
判例時報 729 号 129 頁（1974.3）
判例時報 729 号 122 頁（1974.3）
判例時報 729 号 117 頁（1974.3）

	止等請求事件判決について	
東條武治	大阪空港公害と国の行政責任	判例時報 729 号 133 頁 (1974.3)
原田尚彦	大阪空港公害訴訟判決を読んで	判例評論 182 号 (判例時報 731 号) 2 頁 (1974.4)
淡路剛久	大阪国際空港公害判決の問題点	ジュリスト 559 号 36 頁 (1974.5)
淡路剛久	大阪国際空港事件—空港公害と差止請求	『公害・環境判例 (別冊ジュリスト 43 号)』118 頁 (有斐閣・1974.5)
牛山積	大阪地裁判決と公共性論	法律時報 46 卷 5 号 27 頁 (1974.5)
木村保男・滝井繁男	大阪空港裁判第一審判決批判	法律時報 46 卷 5 号 51 頁 (1974.5)
小林直樹	環境裁判の基本問題—大阪空港判決を中心に	法律時報 46 卷 5 号 8 頁 (1974.5)
篠塚昭次	「環境権」否定判決への疑問—「受忍限度論」の公益性	法律時報 46 卷 5 号 18 頁 (1974.5)
下山瑛二	「行政処分」と民事訴訟—差止請求に関連して	法律時報 46 卷 5 号 37 頁 (1974.5)
関口澄男	大阪空港訴訟第一審判決の検討	法と民主主義 87 号 37 頁 (1974.5)
中井美雄	大阪地裁判決における損害論	法律時報 46 卷 5 号 44 頁 (1974.5)
藤田勝利	大阪国際空港公害訴訟判決によせて	環境破壊 5 卷 4 号 2 頁 (1974.5)
中井美雄	大阪国際空港公害訴訟判決をめぐって	法学教室 (第 2 期) 5 号 242 頁 (1974.6)
潮海一雄	空港公害と損害賠償責任	法律時報 46 卷 7 号 130 頁 (1974.7)
加藤了	大阪空港事件	環境法研究 1 号 191 頁 (1974.12)
今村成和	空港管理権と差止請求	ジュリスト 583 号 108 頁 (1975.3)
下山瑛二	大阪空港公害訴訟	『昭和 49 年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊 590 号)』18 頁 (有斐閣・1975.6)
中井美雄	大阪国際空港訴訟第一審判決における損害論	『民事救済法理の展開』248 頁 (有斐閣・1981.12)

【事件】

不法行為に基づく損害賠償請求において、加害行為それがなされた状況および加害者のとるべき特定の結果回避行為等の主張に対し、加害者が右主張の事実関係の細部にわたる真否ないし右結果回避行為が本件に妥当するかについてはともかく、安全確認措置をとらなかったことおよびそのことが注意義務に違反することを認める旨陳述した場合、それが事実の認識とその正しい法的評価の能力を

【出典】

下級裁判所民事裁判例集 25 卷 1～4 号 129 頁、判例時報 737 号 15 頁、判例タイムズ 312 号 224 頁

もって、裁判の基礎とする趣旨でされたときは、その陳述は事実に関する裁判上の自白として拘束力を有する—全日空機・自衛隊機衝突国家賠償請求事件—昭和49年3月1日東京地方裁判所判決（昭和47年（ワ）第11129号）

【評釈】

松本博之 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟で被害者からの具体的加害行為、状況及び結果回避の可能性・予見可能性の主張に対し、右事実関係の一部を認め一部を争いながら、抽象的には結果の発生について自己の過失を自認するのは裁判上の自由にあたることされた事例

法学雑誌（大阪市立大学）21 巻1号 204頁（1974.9）

上村明広 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟で被害者からの具体的加害行為、状況及び結果回避の可能性・予見可能性の主張に対し、右事実関係の一部を認め一部を争いながら、抽象的には結果の発生について自己の過失を自認するのは裁判上の自由にあたることされた事例

判例評論 189号（判例時報 753号）26頁（1974.11）

高田桂一 全日空墜石事件

『交通事故判例百選（第2版）別冊ジュリスト 48号』168頁（有斐閣・1975.8）
判例時報 925号 164頁（1979.7）

野上鉄男 全日空機自衛隊訓練機衝突・国家賠償請求民事事件

【事件】

被告人が飛行中の航空機内において機長を脅迫してその抵抗を不能にし、被告人の一連の行為によって機長をして出発空港へ引返すことを余儀なくさせ、被告人もこれに了解を与えていたときは、被告人が出発空港へ進路を変えるよう命じたことはなくても、航空機の運航を支配した者に当る—航空機の強取等の処罰に関する法律違反、強盗未遂、爆発物取締罰則違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反被告事件—昭和49年3月13日東京地方裁判所判決（昭和47年（合）第644号）

【出典】

刑事裁判月報 6巻 3号 239頁、判例時報 753号 101頁、判例タイムズ 307号 141頁

【事件】

(1) 双発旅客機が着陸の際、滑走路内で停止せず、その末端を越え百数十メートル東方の堤防に激突、炎上し、乗客ら40名を死傷させた航空機事故につき、操縦士の過失責任が否定された事例。
(2) 双発旅客機が着陸の際、滑走路内で停止せず、その末端を越え百数十メートル東方の堤防に激突炎上し、乗客等40名を死傷させた場合において、右事故が3つの制動機器の連続故障の中で不可抗力的に生じたものとみなさざるをえないときは、操縦者に過失があるものとはいえない—業務上過失致死傷、航空法違反事件—昭和49年3月20日大分地方裁判所判決（昭和41年(わ)第589号）

【事件】

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号。同42年条約第11号による改正前のもの）22条2項所定の運送人の責任限定—損害賠償請求事件—昭和49年5月15日東京地方裁判所判決（昭和44年(ワ)第12601号）

【事件】

(1) 日本人旅客が日本の空港税関内に置き忘れた手荷物につき、フランス航空会社との間で締結された保管契約に基づく債務不履行の責任を日本法によって判断したとみられる事例。(2) 日本人旅客の紛失した手荷物の保管は通常の運送の経過をはずれたものであるとして、フランス航空会社の保管義務違反につき、ワルソー条約および国際航空運送約款による免責条項の適用を否定した事例。(3) 旅客の置き忘れ荷物を出発空港から到着地まで急送することを引受けた航空会社が、出発地において包装の上他社に依頼して緊急後送手荷物扱いで空輸する途中で当該荷物が紛失した場合につき、その航空会社は、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約による免責および運送約款による免責を

【出典】

刑事裁判月報6巻3号265頁

【出典】

最高裁判所民事判例集31巻4号522頁、金融・商事判例533号11頁

【備考】

(控訴審) 昭和50年10月28日東京高等裁判所判決（昭和49年(ネ)第1317号）

(上告審) 昭和52年6月28日最高裁判所第二小法廷判決（昭和51年(オ)第112号）

【出典】

下級裁判所民事裁判例集25巻5・6・7・8号425頁、判例時報760号72頁

主張することができない—昭和49年5月20日東京地方裁判所判決（昭和47年（ワ）第3979号）

【事件】

ヘリコプターの操縦士に暴行脅迫を加えて低空飛行させる行為が、航空機の強取等の処罰に関する法律1条にいう運航の支配に当たるとされた事例—航空機の強取等の処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件—昭和49年7月3日東京高等裁判所判決（昭和49年（う）第806号）

【事件】

(1) 日本国内に支店も営業所も有しない米国人たる会社が製造した航空機の事故が日本国内で発生した場合、わが国の裁判所は、日本国内に住所および居所を有する日本人が右外国会社を相手方として製造物責任に基づく損害賠償を請求する訴訟について国際裁判管轄を有する。(2) 日本会社が航空旅客運送の用に供している航空機の日本における事故により死亡した日本人の遺族が、航空機の製造者であるアメリカ会社の製造物責任を追求する訴につき、一種の不法行為責任とし、条理上民事訴訟法15条の趣旨に基づき、結果発生地たる日本の裁判所の裁判管轄権が認められた事例—損害賠償請求事件—昭和49年7月24日東京地方裁判所中間判決（昭和46年（ワ）第11084号）

【評釈】

- 後藤明史 外国会社に対する製造物責任に基づく損害賠償請求事件—「不法行為地」が日本であるとして、わが国の国際的裁判管轄権を肯定した事例
- 林脇トシ子 製造物責任につき結果発生地に国際裁判管轄権が認められた事例
- 平塚真 外国会社に対する製造物責任に基づく損害賠償請求の国際裁判管轄権
- 高桑昭 製造物責任に基づく損害

【出典】

刑事裁判月報6巻7号777頁、東京高等裁判所（刑事）判決時報25巻7号57頁、刑事裁判資料228号712頁

【出典】

下級裁判所民事裁判例集25巻5～8号639頁、判例時報754号58頁、判例タイムズ312号241頁

ジュリスト580号139頁（1975.2）

判例評論193号（判例時報765号）27頁（1975.3）

ジュリスト590号228頁（1975.6）

『涉外判例百選（増補版）（別冊ジュリ

昭和50年（1975年）

【事件】

（1）飛行訓練中に全日空ジェット旅客機に空中接触した自衛隊機の訓練操縦士およびこれを指導していた教官操縦士に対し業務上の過失が認められた事例。（2）行政目的の航空機事故調査における証明と、刑事裁判上の証明とは、目的・性質を異にするけれども、そのことは、前者の調査結果書の証拠能力を否定する理由とはならない。（3）自衛隊機と民間航空機との接触事故につき、自衛隊機の操縦者に航空法142条（昭和49年法律87号による改正前）の罪および業務上過失致死罪の成立を認めた事例—墜石全日空機・自衛隊機衝突事件（業務上過失致死、航空法違反被告事件）—昭和50年3月11日盛岡地方裁判所判決（昭和46年（わ）第143号）

【事件】

航空機をハイジャックした17歳の少年について知的に劣り、性格も脆弱なことから重刑に処することは適当でなく、少年院における矯正教育を相当と認め、中等少年院送致決定をした事例—航空機の強取等の処罰に関する法律違反保護事件—昭和50年9月11日東京家庭裁判所決定（昭和50年（少）第9735号）

【事件】

空港内輸入貨物上屋内貴重品保管室に保管中の貨物の紛失についてワルソー条約18条を適用し運送人の損害賠償義務を肯定した事例—昭和50年10月28日東京高等裁判所判決（昭和49年（ネ）第1317号）

【事件】

（1）航空機の騒音等による被害が空港の設置・管理の瑕疵によって生じてい

【出典】

刑事裁判月報7巻3号189頁、判例時報773号21頁、判例タイムズ321号226頁

【出典】

家庭裁判月報28巻4号160頁

【出典】

最高裁判所民事判例集31巻4号529頁、金融・商事判例533号10頁

【備考】

（第一審）昭和49年5月15日東京地方裁判所判決（昭和44年（ワ）第12601号）

（上告審）昭和52年6月28日最高裁判所第二小法廷判決（昭和51年（オ）第112号）

【出典】

訟務月報21巻13号2668頁、最高裁判所民事判例集35巻10号1881頁、判例時

るものとして、国家賠償法2条1項が適用された事例。(2) 将来の損害賠償請求を認容した上、航空機の運航規制に関して原告らと被告との間に合意が成立するまで損害金を支払うべきものと定められた事例。(3) 空港の供用によつて生ずる航空機等の騒音によつて付近住民が著しい苦痛と生活妨害を受けているときは、人格権の侵害を根拠として空港供用の差止請求をすることができる一大阪国際空港夜間飛行禁止等請求控訴、同付帯控訴事件-昭和50年11月27日大阪高等裁判所判決(昭和49年(ネ)第453号、第473号、昭和50年(ネ)第724号、第760号、第860号)

【評釈】

石田喜久夫 人格権
磯部力 差止請求の適法性といわゆる「三権分立論」
川井健 民事紛争と「公共性」について
潮見一雄 大阪空港控訴審判決と違法性
篠塚昭次 人格権と環境権-大阪国際空港裁判控訴審判決(大阪高裁昭和50・11・17)総評
竹下守夫 差止請求の強制執行と将来の損害賠償請求をめぐる諸問題
西原道雄 損害論
古崎慶長 大阪空港控訴審判決と国家賠償責任
牛山積 大阪空港控訴審判決と人格権・環境権
影山日出彌 大阪空港控訴審判決と「公共性」論
國井和郎 空港の設置・管理と賠償責任
澤井裕 被害・因果関係論の法的検討
潮見一雄 大阪空港控訴審判決と損害論
清水誠 大阪空港控訴審判決の意義と課題
田中館照橘 大阪空港控訴審判決と三権分立論

報797号36頁、判例タイムズ330号116頁、ジュリスト761号187頁

【備考】

(第一審)昭和49年2月27日大阪地方裁判所判決(昭和44年(ワ)第7077号、昭和46年(ワ)第2499号、第5669号)

(上告審)昭和56年12月16日最高裁判所大法廷判決(昭和51年(オ)第395号)

判例時報797号21頁(1976.1)

判例時報797号16頁(1976.1)

判例時報797号3頁(1976.1)

判例時報797号7頁(1976.1)

法学セミナー21巻1号4頁(1976.1)

判例時報797号30頁(1976.1)

判例時報797号25頁(1976.1)

判例時報797号12頁(1976.1)

法律時報48巻2号44頁(1976.2)

法律時報48巻2号27頁(1976.2)

法律時報48巻2号35頁(1976.2)

法律時報48巻2号19頁(1976.2)

法律時報48巻2号49頁(1976.2)

法律時報48巻2号8頁(1976.2)

法律時報48巻2号56頁(1976.2)

原田尚彦	大阪空港事件控訴審判決 と権力分立論	ジュリスト 605 号 60 頁 (1976.2)
森島昭夫	大阪空港控訴審判決と公 共施設の差止め	ジュリスト 605 号 53 頁 (1976.2)
斉藤博	判決における人格権論と その問題点	法律のひろば 29 卷 3 号 14 頁 (1976. 3)
下飯坂常世	差止請求権と司法審査	法律のひろば 29 卷 3 号 34 頁 (1976. 3)
仙田富士夫	いわゆる大阪空港事件控 訴審判決の論点	法律のひろば 29 卷 3 号 4 頁 (1976.3)
村重慶一	空港設置管理の瑕疵と危 険接近の理論	法律のひろば 29 卷 3 号 27 頁 (1976. 3)
森島昭夫	公害の差止請求における 利益衡量	法律のひろば 29 卷 3 号 20 頁 (1976. 3)
徳本鎮	大阪国際空港事件一控訴 審判決	『昭和 50 年度重要判例解説 (臨時増刊 ジュリスト 615 号)』60 頁 (有斐閣・1976. 6)
飯村桂夫	国に対する私法上の差止 請求と権力分立論一大阪国 際空港公害訴訟控訴審判 決一	『行政訴訟の課題と展望 (別冊判例タイ ムズ 2 号)』237 頁 (判例タイムズ社・ 1976.8)
作間忠雄	大阪空港公害訴訟と環境 権	『憲法の判例 (第 3 版) (ジュリスト増 刊基本判例シリーズ 1)』161 頁 (有斐閣・ 1977.10)
澤井裕	大阪国際空港事件一空港 公害と差止・賠償請求	『公害・環境判例 (第 2 版) (別冊ジュ リスト 65 号)』105 頁 (有斐閣・1980.1)
松本昌悦	環境権一大阪空港公害訴 訟	『憲法判例百選 II (別冊ジュリスト 69 号)』230 頁 (有斐閣・1980.5)
円谷峻	大阪国際空港騒音差止請 求事件一人格権	『不法行為法 (法学セミナー増刊)』156 頁 (日本評論社・1985.1)
隅野隆徳	環境権と人格権 (環境権 と人格権)	『憲法の基本判例 (別冊法学教室基本 判例シリーズ 1)』40 頁 (有斐閣・1985. 12)
金子勝	環境権一大阪空港公害訴 訟	『ゼミナール憲法判例 (増補版)』54 頁 (法律文化社・1994.4)

昭和 51 年 (1976 年)

【事件】

(1) 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約 (昭和 28 年条約第 17 号。右条約を改正する議定書 (昭和 42 年条約第 11 号) による改正前のもの) 25 条 1 項にいう「訴えが係属する裁判所の属する国の法律によれば故意に相当すると認められる過失」とは、我が国の法律上、「重大な過失」を意味するものと解す

六七

【出典】

最高裁判所民事判例集 30 卷 2 号 1128 頁、判例時報 807 号 3 頁、判例タイムズ 336 号 221 頁、金融法務事情 797 号 33 頁、金融・商事判例 498 号 7 頁

【備考】

(第一審) 昭和 45 年 6 月 22 日東京地方裁判所判決 (昭和 42 年(ワ)第 12104 号)

べきである。(2) 航空運送人が葉書大で厚さ 10 センチメートルの木箱に入ったダイヤモンドにつきニュー・ヨークから東京までの運送を委託され、その運送のため、右木箱に貴重品であることを示すレッド・スクエア（赤色の四角形のマーク）を印し、航空運送状を添付したうえ、これを行先札を付したオニオン・サック（赤色の網袋）に入れ、一見して木箱の到着地が東京であることを認識できる状態で旅客機の貨物室に積載したにもかかわらず、右航空運送人の使用人が途中で手違いにより積残しまたは荷下したため、木箱がオニオン・サックごと滅失した場合には、右木箱の滅失について、右使用人に重大な過失があるというべきであり、運送人の有限責任の主張は認められない—ノースウエスト航空ダイヤモンド紛失損害賠償事件—昭和 51 年 3 月 19 日最高裁判所第二小法廷判決(昭和 47 年(オ)第 541 号)

【評釈】

- 野上鉄夫 国際航空貨物の航空運送中における滅失についてワルソー条約 25 条にいう「故意に相当すると認められる過失」として航空運送人の使用人に重大な過失があるとされた事例
- 杉江徹 価格の申告のない高価品の国際航空運送契約にワルソー条約の適用が認められ、同条約 25 条により重過失が認定された事例
- 高田桂一 ワルソー条約 25 条の「故意に相当する過失」
- 原茂太一 (1) 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（ヘグ議定書による改正前のもの）25 条 1 項にいう「故意に相当すると認められる過失」の意義。(2) 国際航空運送貨物の航空運送中における滅失について航空運送人の使用人に重大な過失があると

(控訴審) 昭和 47 年 3 月 15 日東京高等裁判所判決(昭和 45 年(ネ)第 1846 号)

判例評論 211 号(判例時報 819 号) 32 頁(1976.9)

ジュリスト 622 号 171 頁(1976.10)

『昭和 51 年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊 642 号)』103 頁(有斐閣・1977.6)

金融・商事判例 498 号 7 頁(1977.11)

された事例

- | | | |
|------------------|---|--|
| 広瀬久和

榎本恭博 | ワルソー条約(昭和 42 年改正前) 25 条 1 項にいう「故意に相当すると認められる過失」の意義・その他
(1) 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭和 28 年条約第 17 号。右条約を改正する議定書(昭和 42 年条約第 11 号)による改正前のもの) 25 条 1 項にいう「故意に相当すると認められる過失」の意義。(2) 国際航空運送貨物の航空運送中における滅失について航空運送人の使用人に重大な過失が認められた事例 | 法学協会雑誌94巻12号1834頁 (1977.12)

法曹時報 31 卷 10 号 86 頁 (1979.10) |
|------------------|---|--|

【事件】

(1) 離陸滑走開始後機首が離陸方向から偏向した際の機長の措置につき、過失を認めた事例。(2) DC 8-61 型旅客機を操縦して離陸滑走を開始したところ、機首が離陸方向から左方へ偏向したため、エンジンを最大出力にしたまま前車輪の操作により偏向を修正しようとしたが成功せず、他に自機の方向修正のための安全、確実な方法も存しないときは、全制動を図るなどの措置を講ずることにより、滑走路外への逸脱を防止し、また万一逸脱することにあっても低速で路外に進入し、機体の破壊の人身事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務がある一業務上過失傷害、航空法違反被告事件一昭和 51 年 3 月 23 日東京地方裁判所判決(昭和 48 年(刑わ)第 497 号)

【評釈】

松岡浩 旅客機が離陸滑走時に滑走路から逸脱して機体が損壊し、乗客が負傷した事故につき機長の過失を認めた事例

【出典】

判例時報 826 号 113 頁、判例タイムズ 337 号 309 頁、刑事裁判月報 8 卷 3 号 107 頁

判例タイムズ 342 号 96 頁 (1977.3)

昭和52年（1977年）

【事件】

運行中の航空機の乗務員および乗客を脅迫し、その反抗を抑圧して、機長をして被告人等の命ずるままに航行するのやむなきに至らしめることは、航空機の強取に当る一よど号ハイジャック事件一昭和52年3月1日東京地方裁判所判決（昭和45年（合わ）第191号）

【事件】

（1）運送人が国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号。同条約を改正する昭和42年条約第11号による改正前のもの）22条2項所定の限定責任の範囲で損害賠償義務を負う場合、これに対する遅延損害金については右規定による限定を受けない。（2）日本会社間で締結された日本からアメリカヘダイヤモンドを運送する契約につき、ワルソー条約を適用した事例。（3）国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約22条2項・同24条2項の責任限定は、運送人の損害賠償義務の履行遅滞による遅延損害金については適用がない一昭和52年6月28日最高裁判所第二小法廷判決（昭和51年（オ）第112号）

【評釈】

牧山市治 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号。同42年条約第11号による改正前のもの）22条2項所定の運送人の責任制限と遅延損害金
 倉沢康一朗 ワルソー条約による航空運送人の責任制限と遅延損害金
 高桑昭 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号。同42年条約第11号による改正前のもの）22条2項所定の運送人の責任制限

【出典】

最高裁判所刑事判例集37巻10号1673頁、判例時報858号30頁

【備考】

（控訴審）昭和55年6月10日東京高等裁判所判決（昭和52年（う）第833号）
 （上告審）昭和58年12月13日最高裁判所第三小法廷判決（昭和55年（あ）第1284号）

【出典】

最高裁判所民事判例集31巻4号511頁、裁判所時報719号1頁、判例時報864号117頁、判例タイムズ353号201頁、金融・商事判例533号6頁

【備考】

（第一審）昭和49年5月15日東京地方裁判所判決（昭和44年（ワ）第12601号）
 （控訴審）昭和50年10月28日東京高等裁判所判決（昭和49年（ネ）第1317号）

ジュリスト653号90頁（1977.12）

金融・商事判例540号44頁（1978.4）

民商法雑誌78巻3号391頁（1978.6）

- と遅延損害金
 松岡誠之助 ワルソー条約による航空運送人の責任限度額と遅延利息
 『昭和52年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊666号）』99頁（有斐閣・1978.6）
- 石黒一憲 遅延損害金については国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号一同42年条約第11号による改正前のもの）22条2項本文による運送人の責任制限を受けないとして運送人に右の限度額を越えて商法所定の遅延損害金の支払を命じた事例
 法学協会雑誌95巻11号1831頁（1978.11）
- 藤田泰弘 ワルソー条約による航空運送人の責任限度額と遅延利息の付加
 『昭和52年度民事主要判例解説（判例タイムズ臨時増刊367号）』62頁（判例タイムズ社・1978.11）
- 牧山市治 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年条約第17号。同42年条約第11号による改正前のもの）22条2項所定の運送人の責任限定と遅延損害金
 法曹時報31巻1号166頁（1979.1）
- 藤田勝利 ワルソー条約22条2項の適用範囲
 『商法（総則・商行為）判例百選（第2版）別冊ジュリスト84号』168頁（有斐閣・1985.2）
- 藤田勝利 ワルソー条約22条2項の適用範囲
 『商法（総則・商行為）判例百選（第3版）別冊ジュリスト129号』168頁（有斐閣・1994.6）
- 藤田勝利 ワルソー条約22条2項の適用範囲
 『商法（総則・商行為）判例百選（第4版）別冊ジュリスト164号』200頁（有斐閣・2002.10）

昭和53年（1978年）

【事件】

YS11型機の着陸方法に過失があるとされた事例－昭和53年1月17日宮崎地方裁判所判決（昭和47年（わ）第25号）

【事件】

（1）自衛隊機とジェット旅客機との空中衝突事故につき、自衛隊機を操縦していた訓練生を無罪とし、これを指導していた教官に業務上過失致死罪の成立が

【出典】

刑事裁判月報10巻1・2号129頁、判例時報901号123頁

【出典】

刑事裁判月報10巻4・5号746頁、判例時報890号15頁

【備考】

（第一審）昭和50年3月11日盛岡地

認められた事例。(2) 政府が行政目的のために委嘱した複数有識者で構成する全日空機事故調査委員会の作成した航空機事故調査報告書は、刑事訴訟法 321 条 4 項の書面に該当する。(3) 飛行訓練中の自衛隊機が、全日空ジェット旅客機に空中接触して旅客機を墜落させた事案において、接触した訓練機の操縦士につき見張り義務違反の過失が否定され、これを指導していた教官機の操縦士の過失が肯定された事例—零石全日空機・自衛隊機空中衝突事件（業務上過失致死、航空法違反被告事件—昭和 53 年 5 月 9 日仙台高等裁判所判決（昭和 50 年（う）第 120 号）

【事件】

自衛隊機と全日空機との空中接触事故につき、自衛隊機操縦者と全日空機操縦者双方の見張り義務違反の過失が競合して生じたとされた事例—零石全日空機・自衛隊機衝突事件民事第一審判決—昭和 53 年 9 月 20 日東京地方裁判所判決（昭和 48 年（ワ）第 1251 号、第 1255 号、昭和 52 年（ワ）第 6119 号）

【評釈】

野上鉄夫 （1）編隊飛行中の自衛隊訓練機とジェット旅客機との空中衝突事故につき、訓練生機およびこれを指導中の教官機の各操縦者の過失の競合を認め、国と航空会社双方に過失割合に応じた損害賠償および共同不法行為者間の求償を認めた事例。(2) 航空運送契約における責任制限条項（600 万円）を公序良俗に違反するとして無効とした事例—零石全日空自衛隊機衝突事件民事第一審判決

北河隆之 全日空機・自衛隊機の零石空中衝突事故

方裁判所判決（昭和 46 年（わ）第 143 号）
（上告審）昭和 58 年 9 月 22 日最高裁判所第一小法廷判決（昭和 53 年（あ）第 1333 号）

【出典】

訟務月報 24 卷 11 号 2206 頁、判例時報 911 号 14 頁

【出典】

（控訴審）平成元年 5 月 9 日東京高等裁判所判決（昭和 53 年（ネ）第 2455 号、第 2470 号）

判例評論 245 号（判例時報 925 号）164 頁（1979.7）

『新交通事故判例百選（別冊ジュリスト 94 号）』186 頁（有斐閣・1987.9）

昭和 54 年（1979 年）

【事件】

国所有の航空機の定期修理等のため国と民間会社との間に締結された航空機修理請負契約に基づき会社において修理後の試験飛行を実施中、右航空機が、滑走路中央上空において着陸のための旋回を開始後突然墜落した事故について、当該事故は、パイロットが航空機の脚上げを忘れ、かつ脚出しに伴う抗力の増加に見合う推力の増加を怠つたことによって発生したものであり、パイロットの重大な過失に基づくものであるとして、会社の国に対する債務不履行に基づく損害賠償責任が認められた事例—三菱重工航空機墜落事件—損害賠償請求事件—昭和 54 年 1 月 25 日東京地方裁判所判決（昭和 47 年（ワ）第 8971 号）

【事件】

マレーシア航空機墜落事故—損害賠償請求事件—昭和 54 年 3 月 15 日名古屋地方裁判所判決（昭和 53 年（ワ）第 1424 号）

【事件】

（1）空港の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 6 条にいう「航空の危険」とは、航空機の衝突、破壊等の実害の発生すべき虞のある状況を作出することをいう。（2）航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 6 条の過失航空危険罪と過失航空機破壊罪とは、前者が後者に吸収されるのではなく、包括一罪となる—昭和 54 年 3 月 30 日釧路地方裁判所判決（昭和 53 年（わ）第 174 号）

【事件】

昭和 52 年運輸省告示第 345 号によって運輸大臣が設置・管理する公共用飛行場の使用料に対する延滞金の率を年

【出典】

判例時報 916 号 3 頁、判例タイムズ 391 号 94 頁、訟務月報 25 巻 4 号 976 頁

【出典】

最高裁判所民事判例集 35 巻 7 号 1236 頁、金融・商事判例 634 号 16 頁

【備考】

（控訴審）昭和 54 年 11 月 12 日名古屋高等裁判所判決（昭和 54 年（ネ）第 169 号）

（上告審）昭和 56 年 10 月 16 日最高裁判所第二小法廷判決（昭和 55 年（オ）第 130 号）

【出典】

判例時報 960 号 134 頁

【出典】

訟務月報 25 巻 10 号 2566 頁、判例時報 935 号 7 頁、判例タイムズ 394 号 103 頁

【備考】

14.5パーセントと定めたことについて、運輸大臣の裁量に逸脱はなく、右延滞金の定めは有効であるとされた事例－国内、国際線ジェット機特別着陸料徴収事件－昭和54年5月28日東京地方裁判所判決(昭和50年(ワ)第10701号、昭和51年(ワ)第9870号)

【事件】

マレーシア航空会社の運航する飛行機の墜落事故により死亡した日本人の遺族の提起する運送契約不履行を理由とする損害賠償請求については、右外国会社の営業所所在地であり、義務履行地である日本に裁判権がある－損害賠償請求控訴事件－昭和54年11月12日名古屋高等裁判所判決（昭和54年(ネ)第169号）

【評釈】

海老沢美広 国際裁判管轄権

大須賀虔 日本に営業所がある外国の航空会社に対する損害賠償請求の訴えについてのわが国の裁判権

昭和55年（1980年）

【事件】

よど号ハイジャック事件－昭和55年6月10日東京高等裁判所判決（昭和52年(う)第833号）

【事件】

「エアータクシー」の事業を営んでいた者が沖縄復帰後にした不定期航空運送事業および航空機使用事業の各免許申請を却下した地方航空局長の処分が適法とされた事例－不定期航空運送事業及び航空機使用事業免許切替申請却下処分無効確

（控訴審）昭和57年10月28日東京高等裁判所判決（昭和54年(ネ)第1403号）

【出典】

最高裁判所民事判例集35巻7号1241頁、判例タイムズ402号102頁、金融・商事判例634号15頁

【備考】

（第一審）昭和54年3月15日名古屋地方裁判所判決（昭和53年(ワ)第1424号）

（上告審）昭和56年10月16日最高裁判所第二小法廷判決（昭和55年(オ)第130号）

『昭和54年度重要判例解説（有斐閣・ジュリスト臨時増刊718号）』301頁（1980.6）

ジュリスト729号143頁（1980.12）

【出典】

最高裁判所刑事判例集37巻10号1712頁

【備考】

（第一審）昭和52年3月1日東京地方裁判所判決(昭和45年(合)第191号)

（上告審）昭和58年12月13日最高裁判所第三小法廷判決（昭和55年(あ)第1284号）

【出典】

行政事件裁判例集31巻7号1439頁

認請求事件—昭和55年7月2日那覇地方裁判所判決（昭和53年（行ウ）第3号）

昭和56年（1981年）

【事件】

（1）航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律1条にいう「飛行場」の意義。（2）同法1条にいう「航空の危険を生じさせた」の意義—成田空港管理棟侵入事件—昭和56年2月12日東京地方裁判所判決（昭和53年（合ワ）315号ないし325号、408号、昭和54年（合ワ）196号、149号）

【事件】

航空法101条に基づく定期航空運送事業の免許処分につき、右航空運送事業に供される空港の周辺住民は、右免許処分の取消しを求める原告適格を有しないとされた事例—昭和56年8月10日新潟地方裁判所判決（昭和54年（行ウ）11号）

【評釈】

川勝隆之 運輸大臣が航空法に基づいてした航空運送事業の免許処分の取消訴訟と右航空運送事業の用に供される空港周辺住民の原告適格

【事件】

外国の国内線航空機の墜落事故により死亡した乗客の遺族からの外国航空公司に対する損害賠償請求訴訟について国際的裁判管轄権が肯定された事例—マレーシア航空機墜落事故損害賠償請求事件—昭和56年10月16日最高裁判所第二小法廷判決（昭和55年（オ）130号）

【出典】

刑事裁判月報13巻1・2号101頁、判例時報998号25頁

【出典】

行政事件裁判例集32巻8号1435頁、訟務月報27巻11号2138頁、最高裁判所民事判例集43巻2号81頁

【備考】

（控訴審）昭和56年12月21日東京高等裁判所判決（昭和56年（行コ）第68号）

（上告審）平成1年2月17日最高裁判所第二小法廷判決（昭和57年（行ツ）第46号）

民事研修299号14頁（1982.2）

【出典】

最高裁判所民事判例集35巻7号1224頁、裁判所時報823号3頁、判例時報1020号9頁、判例タイムズ452号77頁、金融法務事情984号58頁、金融・商事判例634号10頁

【備考】

（第一審）昭和54年3月15日名古屋地方裁判所判決（昭和53年（ワ）第1424号）

（控訴審）昭和54年11月12日名古屋高等裁判所判決（昭和54年（ネ）第169号）

【評釈】

- | | | | |
|-------------|--|--|--------|
| 澤木敬郎 | 裁判管轄権再考－最高裁判決（昭56.10.16）を契機として | 国際商事法務 9 巻 12 号 611 頁（1981.12） | |
| 青山善充 | 国際裁判管轄権－外国航空機の墜落によって死亡した者の遺族による損害賠償請求訴訟の管轄 | 法学教室 16 号 83 頁（1982.1） | |
| 小林秀之
塩崎勤 | 国際裁判管轄
「マレーシア航空機事故」損害賠償請求事件上告審判決について | Law School 40 号 65 頁（1982.1）
国際商事法務 10 巻 1 号 14 頁（1982.1） | |
| 小林秀之
塩崎勤 | 国際裁判管轄とマレーシア航空事件判決
日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求の訴とわが国の裁判権 | 法学セミナー 26 巻 2 号 20 頁（1982.2）
ジュリスト 758 号 86 頁（1982.2） | |
| 竹下守夫 | 日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟とわが国の国際裁判管轄権 | 金融・商事判例 637 号 49 頁（1982.3） | |
| 堀内仁 | 日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求とわが国の裁判権 | 手形研究 325 号 44 頁（1982.4） | |
| 青山善充 | 国際裁判管轄 | 『民事訴訟法判例百選（第2版）（別冊ジュリスト 76 号）』20 頁（有斐閣・1982.5） | |
| 後藤明史 | マレーシア航空事件 | 『昭和 56 年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊 768 号）』278 頁（有斐閣・1982.6） | |
| 平塚真 | マレーシアにおける航空機事故に関する日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求と国際裁判管轄 | ジュリスト 770 号 139 頁（1982.7） | |
| 小林秀之 | 日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟とわが国の国際裁判管轄権 | 判例タイムズ 472 号 225 頁（1982.9） | |
| 小島武司
呉松枝 | 国際裁判管轄
日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟と日本国の裁判権 | 法学教室 26 号 122 頁（1982.11）
法学研究（慶応義塾大学）55 巻 12 号 122 頁（1982.12） | 五
八 |
| 林修三 | 外国で発生した外国航空会社の航空機の事故に対し | 時の法令 1135 号 57 頁（1983.2） | |

- | | | |
|-------|--|--|
| | 日本在住の遺族が日本の裁判所に損害賠償請求訴訟を提起できる条件 | |
| 山田鎌一 | 日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟とわが国の裁判権 | 民商法雑誌 88 卷 1 号 100 頁(1983.4) |
| 小原喜雄 | 日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟とわが国の国際裁判管轄権 | 判例評論 296 号 (判例時報 1085 号) 39 頁 (1983.10) |
| 越川純吉 | 日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟の裁判権 | 中京法学 18 卷 1・2 号 100 頁 (1984.2) |
| 岩崎一生 | Japanese Court's Competence/Jurisdiction for International Litigations | 愛媛法学会雑誌 10 卷 1・2 号 1 頁 (1984.3) |
| 細川潔 | 国際的裁判管轄権—マレーシア航空事件を契機として— | 福岡大学法学論叢 28 卷 2・3・4 号 137 頁 (1984.3) |
| 青山善充 | 航空機事故による損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄権—マレーシア航空事件を中心として— | 空法 26 号 77 頁 (1985.5) |
| 塩崎勤 | 日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟とわが国の裁判権 | 法曹時報 37 卷 6 号 165 頁 (1985.6) |
| 高桑昭 | 契約債権関係の裁判管轄権 | 『涉外判例百選 (第 2 版) (別冊ジュリスト 87 号)』196 頁 (有斐閣・1986.2) |
| 道垣内正人 | 外国の国内線航空機の墜落事故により死亡した乗客の遺族からの外国航空会社に対する損害賠償請求訴訟について国際的裁判管轄権が肯定された事例 | 法学協会雑誌 105 卷 7 号 974 頁(1988.7) |
| 渡辺惺之 | 国際裁判管轄 (1)—マレーシア航空事件 | 『民事訴訟法判例百選 I (別冊ジュリスト 114 号)』40 頁 (有斐閣・1992.1) |
| 高桑昭 | 国際裁判管轄 | 『涉外判例百選 (第 3 版) (別冊ジュリスト 133 号)』196 頁 (有斐閣・1995.5) |
| 渡辺惺之 | 国際裁判管轄 (1)—マレーシア航空事件 | 『民事訴訟法判例百選 I (新法対応補正版) (別冊ジュリスト 145 号)』40 頁 (有斐閣・1998.2) |

五七

【事件】

航空機騒音によって大坂空港周辺住民が肉体的・精神的被害を受け、日常生活

【出典】

最高裁判所民事判例集 35 卷 10 号 1369 頁、訟務月報 28 卷 7 号 1273 頁、裁

的にも著しい妨害を受けていることを理由として、周辺住民への損害賠償責任が認められた事例—大阪国際空港夜間飛行禁止等請求事件—昭和56年12月16日最高裁判所大法廷判決(昭和51年(オ)第395号)

判所時報824号1頁、判例時報1025号39頁、判例タイムズ455号171頁、ジュリスト761号152頁、法律時報54巻2号43頁

【備考】

(第一審) 昭和49年2月27日大阪地方裁判所判決(昭和44年(ワ)第7077号、昭和46年(ワ)第2499号、第5669号)

(控訴審) 昭和50年11月27日大阪高等裁判所判決(昭和49年(ネ)第453号、第473号昭和50年(ネ)第724号、第760号、第860号)

【評釈】

伊藤進 受忍限度について
 伊藤眞 将来請求
 磯野弥生 最高裁判決と公害の防止
 牛山積 大阪国際空港最高裁判決の意義
 遠藤博也 公共性
 澤井裕 被害・因果関係の認定と賠償額の評価
 下山瑛二 大阪空港判決と訴の利益
 潮見一雄 空港の設置・管理の瑕疵と賠償責任
 中井美雄 損害認定
 宮本憲一 暗闇の「公共性」
 綿貫芳源 差止請求の違法性
 阿部泰隆 空港供用行為と民事差止訴訟
 淡路剛久 大阪空港公害事件における被害の認定と違法性の判断
 今村成和 空港管理権と差止請求—大阪国際空港事件最高裁判決批判
 植村栄治 公定力の人的限界—大阪空港判決少数意見の示唆するもの
 加藤一郎 大阪空港大法廷判決の問題点
 加茂喜久男 大阪空港訴訟大法廷判決
 木村実 航空行政と差止の請求
 小林直樹 大阪空港判決の基本思想—最高裁の「司法の限

判例時報1025号10頁(1982.2)

判例時報1025号23頁(1982.2)

判例時報1025号27頁(1982.2)

法律時報54巻2号8頁(1982.2)

判例時報1025号14頁(1982.2)

法律時報54巻2号34頁(1982.2)

法律時報54巻2号20頁(1982.2)

法律時報54巻2号28頁(1982.2)

判例時報1025号18頁(1982.2)

法律時報54巻2号14頁(1982.2)

判例時報1025号3頁(1982.2)

自治研究58巻3号3頁(1982.3)

大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』55頁(有斐閣・1982.3)

『大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』27頁(有斐閣・1982.3)

『大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』43頁(有斐閣・1982.3)

『大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』6頁(有斐閣・1982.3)

『大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』69頁(有斐閣・1982.3)

法律のひろば35巻3号11頁(1982.3)

『大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』14頁(有斐閣・1982.3)

	界」論を中心に	
澤井裕	大阪空港事件最高裁判決 の意味するもの	法学セミナー26巻3号2頁(1982.3)
下山瑛二	航空行政と差止請求	法学セミナー26巻3号12頁(1982.3)
並木茂	大阪国際空港訴訟最高裁判決—その経緯と概要—	法律のひろば35巻3号4頁(1982.3)
西原道雄	大阪空港訴訟大法廷判決と損害賠償(上)	『大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』49頁(有斐閣・1982.3)
浜田宏一	空港訴訟と公共性の概念	『大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』21頁(有斐閣・1982.3)
原田尚彦	夜間飛行差止却下判決の論理と問題点	『大阪空港大法廷判決(ジュリスト臨時増刊761号)』35頁(有斐閣・1982.3)
藤村啓	損害賠償請求について	法律のひろば35巻3号19頁(1982.3)
綿貫芳源	大阪空港飛行差止請求事件	Law School 42号48頁(1982.3)
林修三	大阪空港公害事件に対する最高裁の判断	時の法令1139号56頁、1140号54頁、1141号48頁(1982.4)、1143号52頁(1982.5)
園部逸夫	民事訴訟と行政訴訟	『民事訴訟法判例百選(第2版)(別冊ジュリスト76号)』16頁(有斐閣・1982.5)
近藤昭三	空港公害と差止請求—大阪国際空港公害事件	『昭和56年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊768号)』31頁(有斐閣・1982.6)
澤井裕	空港公害と賠償請求—大阪国際空港公害事件	『昭和56年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊768号)』82頁(有斐閣・1982.6)
杉村敏正	大阪国際空港訴訟最高裁判決—とくに差止請求について—	龍谷法学15巻2号248頁(1982.9)
田原睦夫	(1) 民事上の請求として一定の時間帯につき航空機の離着陸のためにする国営空港の供用の差止めを求める訴えの適否。(2) 営造物の利用の態様および程度が一定の限度を超えるために利用者または第三者に対して危害を生じせしめる危険性がある場合と国家賠償法2条1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵。(3) 国営空港に離着陸する航空機の騒音が一定の程度に達しており空港周辺地	民商法雑誌87巻4号70頁(1983.1)

域の住民の一部により右騒音を原因とする空港供用の差止請求等の訴訟が提起されているなどの状況のもとに右地域に転入した者が右騒音により被害を受けたとして国に対して慰謝料を請求した場合につき右請求を排斥すべき事由がないとした認定判断に経験則違背等の違法があるとされた事例。（４）将来にわたって継続する不法行為に基づく損害賠償請求権が将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格性を有するとされるための要件。

加茂紀久男 （１）民事上の請求として一定の時間帯につき航空機の離着陸のためにする国営空港の供用の差止めを求める訴えの適否。（２）営造物の利用の態様及び程度が一定の限度を超えるために利用者又は第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合と国家賠償法２条１項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵。（３）国営空港に離着陸する航空機の騒音が一定の程度に達しており空港周辺地域の住民の一部により右騒音を原因とする空港利用の差止請求等の訴訟が提起されているなどの状況のもとに右地域に転入した者が右騒音により被害を受けたとして国に対し慰謝料を請求した場合につき右請求を排斥すべき事由がないとした認定判断に経験則違背の違法があるとされた事例。（４）将来にわたって継続する不法行為に基づく損害賠償請求権が将来の給付の訴えを提起

法曹時報 37 卷 1 号 159 頁（1985.1）

- することのできる請求権としての適格性を有するとされるための要件
- 淡路剛久 空港の公害と差止訴訟－運輸大臣の空港管理権に基づく管理および航空行政権に基づく規制と民事上の差止請求の可否 『民法の基本判例(別冊法学教室 基本判例シリーズ2号)』189頁(有斐閣・1986.4)
- 澤井裕 大阪国際空港訴訟最高裁判決と和解の総括的検討 (大阪空港公害訴訟弁護団編)『大阪空港公害裁判記録1』2頁(第一法規・1986.11)
- 潮見一雄 大阪国際空港事件－空港公害と差止請求・賠償請求 環境法研究18号148頁(1987.8)
- 原田尚彦 空港公害と被害者救済 『行政判例百選II(第2版)(別冊ジュリスト93号)』298頁(有斐閣・1987.6)
- 原田尚彦 空港公害と被害者救済 『行政判例百選II(第3版)(別冊ジュリスト123号)』312頁(有斐閣・1987.6)
- 淡路剛久 大阪国際空港公害訴訟 環境権－大阪空港公害訴訟 ジュリスト900号176頁(1988.1)
- 戸波江二 『憲法判例百選II(第2版)(別冊ジュリスト96号)』286頁(有斐閣・1988.2)
- 阿部泰隆 民事訴訟と行政訴訟－大阪国際空港事件 『民事訴訟法判例百選I(別冊ジュリスト114号)』8頁(有斐閣・1992.1)
- 松浦馨 将来の給付の訴え－大阪国際空港事件 『民事訴訟法判例百選I(別冊ジュリスト114号)』138頁(有斐閣・1992.1)
- 内山健次 集団訴訟における証明－大阪空港訴訟 『民事訴訟法判例百選II(別冊ジュリスト115号)』244頁(有斐閣・1992.2)
- 林修三 大阪国際空港騒音公害事件に対する最高裁の判断 『判例解説 行政法編4』241頁(ぎょうせい・1993.6)
- 澤井裕 大阪国際空港事件－空港公害と差止め・賠償請求 『公害・環境判例百選(別冊ジュリスト126号)』112頁(有斐閣・1994.4)
- 戸波江二 空港の騒音公害と人格権－大阪空港公害訴訟 『憲法判例百選(1)(第3版)(別冊ジュリスト130号)』56頁(有斐閣・1994.9)
- 川嶋四郎 将来の給付の訴え 法学教室221号39頁(1999.2)
- 原田尚彦 空港公害と被害者救済 『行政判例百選(2)第4版(別冊ジュリスト151号)』336頁(有斐閣・1999.3)
- 戸波江二 空港の騒音公害と人格権－大阪空港公害訴訟 『憲法判例百選(1)第4版(別冊ジュリスト154号)』58頁(有斐閣・2000.9)

五三

【事件】

(1) 航空運送事業に供される空港の周辺住民は、航空機騒音による健康ないし生活上の利益の侵害を理由として、定期航空運送事業の免許処分の取消を求める法律上の利益を有しない。(2) 空港

【出典】

行政事件裁判例集32巻12号2229頁、判例時報1030号26頁、最高裁判所民事判例集43巻2号88頁

【備考】

(第一審)昭和56年8月10日新潟地方

の周辺住民は、航空機騒音による健康ないし生活上の利益の侵害を理由に、定期航空運送事業の免許（処分）の取消を求める法律上の利益を有しない。（3）航空法101条は、航空機の発着に伴う騒音によって健康ないし生活上の利益を害されないという利益を具体的に保護した規定ではない—新潟・小松・ソウル間の定期航空運送事業免許処分取消請求事件—昭和56年12月21日東京高等裁判所判決（昭和56年（行コ）第68号）

【評釈】

平賀俊明 定期航空運送事業免許処分取消訴訟の空港周辺住民の原告適格について
金子正史 新潟空港事件

裁判所判決（昭和54年（行ウ）第11号）
（上告審）平成元年2月17日最高裁判所第二小法廷判決（昭和57年（行ツ）第46号）

『昭和56年行政関係判例解説』480頁（ぎょうせい・1982.12）

環境法研究18号152頁（1987.8）

昭和57年（1982年）

【事件】

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律1条にいう「飛行場」の意義—成田空港管理棟侵入事件—昭和57年2月22日東京高等裁判所判決（昭和56年（う）415号）

【事件】

（1）運輸省職員が当事の航空法132条に基づき航空事故原因を調査した結果が記載された航空機事故調査報告書は、刑事訴訟法321条4項の書面に当たる。
（2）旅客運送用航空機の機長は、できるだけ接地後の滑走距離を短くして、機体を滑走路内で安全に停止させることに細心の注意と周到な判断をなし、事故機の滑走路外逸走による機体の破壊や人身事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務がある—全日空宮崎空港滑走路オーバーラン事件—昭和57年2月23日福岡高等裁判所宮崎支部判決（昭和53年（う）第29号）

【事件】

航空の危険を生じさせる行為等の処罰

【出典】

高等裁判所刑事判例集35巻1号24頁、東京高等裁判所（刑事）判決時報33巻2号10頁、判例時報1041号43頁、判例タイムズ467号161頁

【備考】

（第一審）昭和56年1月12日千葉地方裁判所判決（昭和53年（わ）第412号、第418号）

【出典】

刑事裁判月報14巻5・6号537頁

【備考】

（第一審）昭和53年1月17日宮崎地方裁判所判決（昭和47年（わ）第25号）

【出典】

刑事裁判月報14巻7・8号679頁、判

に関する法律違反業務上横領、背任、殺人未遂被告事件—昭和57年5月13日大分地方裁判所判決（昭和53年（わ）第331号、昭和54年（わ）第9号、第52号、第152号）

【評釈】

警備法令 「大分上空における東亜研究会 国内航空機自殺未遂事件」に対する昭57・5・13大分地裁判決について

【事件】

国際航空運送契約の当事者でない外国航空会社（実行運送人）に対する改正ワルソー条約の適用の有無および日本国内に営業所を有する右会社にわが国の国際裁判管轄権が肯定された事例—昭和57年9月27日東京地方裁判所中間判決（昭和56年（ワ）第400号）

【評釈】

藤田勝利 国際航空運送契約の当事者でない外国航空会社に対する改正ワルソー条約の適用の有無およびそれが日本国内に営業所を有する場合のわが国の国際裁判管轄権
道垣内正人 外国航空会社に対する訴訟の国際的裁判管轄

原茂太一 国際航空運送契約の当事者でない外国航空会社（実行運送人）に対する改正ワルソー条約の適用の有無および日本国内に営業所を有する右会社にわが国の国際裁判管轄権が肯定された事例

小原喜雄 外国航空会社に対する日本の保険会社の損害賠償請求に関する裁判管轄権

松岡誠之助 実行運送人と改正ワルソー条約

貝瀬幸雄 改正ワルソー条約における「運送人」の意義と国際裁判管轄

例時報1057号153頁

捜査研究32巻3号86頁（1983.3）

【出典】

判例時報1075号137頁、判例タイムズ487号167頁

【備考】

（結審判決）昭和60年7月15日東京地方裁判所判決（昭和56年（ワ）第400号）

判例評論298号（判例時報1091号）192頁（1983.12）

ジュリスト808号108頁（1984.3）

金融・商事判例690号49頁（1984.4）

『昭和58年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊815号）』263頁（有斐閣・1984.6）

『商法（総則・商行為）判例百選（第2版）（別冊ジュリスト84号）』206頁（有斐閣・1985.2）

ジュリスト852号217頁（1986.1）

【事件】

(1) 運輸大臣は公共用飛行場の設置、管理者として、同飛行場を維持、運営していく上で必要と考える種類、金額の使用料を、その裁量によつて定める権限を有する。(2) ジェット機のみを対象とする特別着陸料は、公共用飛行場の使用の対価である—昭和57年10月28日東京高等裁判所判決(昭和54年(ネ)第1403号)

昭和58年(1983年)

【事件】

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律2条の未遂罪(同法5条)成立するとされた事例—昭和58年8月4日福岡高等裁判所判決(昭和57年(う)481条)

【事件】

民間機と編隊飛行訓練中の自衛隊機との空中衝突事故につき訓練教官である被告人に対する量刑が酷にすぎ刑法411条2号に該当するとされた事例—零石全日空機・自衛隊機空中衝突事故事件—昭和58年9月22日最高裁判所第一小法廷判決(昭和53年(あ)1333号)

【評釈】

- 林修三 自衛隊機・全日空機の衝突事故—いわゆる零石事件—にかかわる最高裁の判断出る(上)
- 林修三 自衛隊機・全日空機の衝突事故—いわゆる零石事件—にかかわる最高裁の判断出る(下)
- 高木俊夫 零石全日空機・自衛隊機空中衝突事故事件刑事上告審判決について
- 飯田英男 全日空機・自衛隊機の零石空中衝突事故
- 村木保久 民間機と編隊飛行訓練中の自衛隊機の空中衝突事故につき自衛隊事故機を監督する立場にあった訓練教官

【出典】

訟務月報29巻4号727頁

【備考】

(第一審)昭和54年5月28日東京地方裁判所判決(昭和50年(ワ)第10701号、昭和51年(ワ)第9870号)

【出典】

判例タイムズ512号186頁

【備考】

(第一審)昭和57年5月13日大分地方裁判所判決(昭和53年(わ)第331号、昭和54年(わ)第9号、第52号、第152号)

【出典】

判例時報1089号17頁

【備考】

(第一審)昭和50年3月11日盛岡地方裁判所判決(昭和46年(わ)第143号)
(控訴審)昭和53年5月9日仙台高等裁判所判決(昭和50年(う)第120号)

時の法令1198号56頁(1983.12)

時の法令1199号58頁(1983.12)

ジュリスト807号44頁(1984.2)

『新交通事故判例百選(別冊ジュリスト94号)』260頁(有斐閣・1987.9)
法学新報103巻6号249頁(1997.4)

である被告人の過失を認め
たうえで、原審の量刑が酷
にすぎるとして刑訴法 411
条 2 号により一部破棄自判
した事例—零石全日空機・
自衛隊機空中衝突事故事件
上告審判決

【事件】

よど号ハイジャック事件—昭和 58 年
12 月 13 日最高裁判所第三小法廷判決
(昭和 55 年(あ)第 1284 号)

【出典】

最高裁判所刑事判例集 37 卷 10 号
1581 頁、裁判所時報 879 号 2 頁、判例時
報 1101 号 17 頁、判例タイムズ 516 号 86
頁

【備考】

(第一審) 昭和 52 年 3 月 1 日東京地方
裁判所判決(昭和 45 年(合わ)第 191 号)
(控訴審) 昭和 55 年 6 月 10 日東京高
等裁判所判決(昭和 52 年(う)第 833 号)

昭和 59 年 (1984 年)

【事件】

航空機の進入表面上に突出する鉄塔等
を設置したことが、航空法 49 条 1 項に違
反するとされた事例—昭和 59 年 2 月 15
日千葉地方裁判所判決(昭和 53 年(わ)自
第 160 号至第 172 号、第 174 号、昭和 53
年(わ)自第 176 号至第 190 号、第 236 号
等)

【出典】

判例時報 1129 号 158 頁

【事件】

外国航空機製造会社に対する製造物責
任に基づく損害賠償請求の国際的裁判管
轄権—昭和 59 年 3 月 27 日東京地方裁判
所中間判決 (昭和 55 年(ワ)第 8734 号)

【出典】

判例時報 1113 号 26 頁、下級裁判所民
事裁判例集 35 卷 1～4 号 110 頁、The
Japanese Annual of International
Law 28 号 248 頁

【評釈】

石黒一憲 外国の航空機製造メー
カーに対する損害賠償請求
とわが国の国際裁判管轄

法学教室 47 号 68 頁 (1984.8)

越川純吉 日本国内に営業所その他
の施設を有しない外国法人
に対する不法行為に基づく
損害賠償請求訴訟の裁判権

中京法学 19 卷 1 号 39 頁 (1984.10)

道垣内正人 外国航空機製造会社に対
する製造物責任に基づく損
害賠償請求の国際的裁判管
轄権

判例評論 310 号(判例時報 1129 号)203
頁 (1984.12)

- 八木良一 日本国内で発生したヘリコプター墜落事故による外国法人に対する製造物責任に基づく損害賠償請求事件につき、日本の裁判権が認められた事例 季刊実務民事法 8 号 184 頁 (1985.2)
- 渡辺惺之 外国会社に対する製造物責任訴訟の国際裁判管轄、管轄原因と特別の事情の構成、管轄原因事実の立証 『昭和 59 年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊 838 号）』 291 頁（有斐閣・1985.6）
- 小原喜雄 外国航空機製造会社に対する製造物責任に基づく損害賠償請求の国際的裁判管轄 ジュリスト 852 号 227 頁 (1986.1)
- 後藤明史 製造物責任に基づく損害賠償請求の裁判管轄権 『涉外判例百選（第 2 版）（別冊ジュリスト 87 号）』 200 頁（有斐閣・1986.2）
- 後藤明史 製造物責任に基づく損害賠償請求の裁判管轄権 『涉外判例百選（第 3 版）（別冊ジュリスト 133 号）』 200 頁（有斐閣・1995.5）

【事件】

航空機騒音の被害を受けるおそれのある起業地周辺住民の土地収用法に基づく事業認定取消しを求める原告適格の有無—昭和 59 年 7 月 6 日東京地方裁判所判決（昭和 45 年（行ウ）48 号、昭和 46 年（行ウ）105 号）

【評釈】

田村和之 （1）航空機騒音の被害を受けるおそれのある起業地周辺住民の土地収用法に基づく事業認定取消しを求める原告適格の有無。（2）土地収用法に基づく事業認定審査における代替案との比較の要否。（3）起業地が国際空港用地の適地と認められた事例。（4）土地収用法に基づいてした農地を国際空港建設事業に供することを内容とする事業認定に同法 20 条 3 号及び公共用地の取得に関する特別措置法 7 条 3 号に違背する違反はないとされた事例。（5）新東京国際空港建設事業に供することを内容とする事業認定に土地収用法

【出典】

行政事件裁判集 35 巻 7 号 846 頁、訟務月報 31 巻 2 号 243 頁、判例時報 1125 号 25 頁、判例タイムズ 532 号 90 頁

判例評論 314 号（判例時報 1142 号）182 頁（1985.4）

20 条 4 号及び公共用地の
取得に関する特別措置法 7
条 4 号に違背する違反はな
いとされた事例－成田空港
訴訟第一審判決

北村喜宣 新東京国際事業認定等取
消請求事件

『街づくり・国づくり判例百選（別冊
ジュリスト 103 号）』126 頁（有斐閣・
1989.8）

【事件】

航空の危険を生じさせる行為等の処罰
に関する法律 1 条にいう「その他の方法
で航空の危険を生じさせた」場合に当た
るとされた事例－昭和 59 年 8 月 30 日福
岡地方裁判所判決（昭和 59 年（わ）297
号）

【出典】

判例時報 1149 号 169 頁

【事件】

航空大学の訓練機の墜落事故により
死亡した学生の遺族が、同乗していた指
導教官の過失を理由に国に対してなした
国家賠償法 1 条 1 項による損害賠償請求
が認容された事例－航空大訓練機墜落事
故損害賠償事件－昭和 59 年 9 月 26 日東
京地方裁判所判決（昭和 52 年（ワ）第
7145 号、昭和 56 年（ワ）第 1146 号）

【出典】

判例タイムズ 537 号 275 頁

昭和 60 年（1985 年）

【事件】

（1）国際航空運送において実際運送
人に対する改正ワルソー条約 18 条の適
用の有無。（2）右運送の実際運送人が
航空運送に代えて陸上運送を行っていた
間に生じた事故について契約運送人の同
条約 18 条による責任の有無－昭和 60 年
7 月 15 日東京地方裁判所判決（昭和 56
年（ワ）第 400 号）

【出典】

判例時報 1211 号 120 頁

【備考】

（中間判決）昭和 57 年 9 月 27 日東京
地方裁判所判決（昭和 56 年（ワ）第 400
号）

【評釈】

落合誠一 国際航空物品運送の契約
及び実行運送人の責任と
ヘーグ改正ワルソー条約の
適用の有無

判例評論 339 号（判例時報 1224 号）205
頁（1987.5）

高桑昭 国際航空運送人に対する
損害賠償請求の裁判管轄権
と準拠法

ジュリスト 896 号 117 頁（1987.11）

山崎悠基 国際航空運送において、

専修法学論集 51 号 259 頁（1990.3）

実際運送人に対する改正ワ
ルソー条約18条の適用の
有無

原茂太一 航空貨物運送における契
約運送人と実際運送人

『商法（総則・商行為）判例百選（第3
版）（別冊ジュリスト129号）』218頁（有
斐閣・1994.7）

【事件】

航空法49条1項の規制は、憲法29条
2項に基づく合理的な制限であり、憲法
29条3項の正当な補償は要求されず、航
空法49条2項が何らの補償規定を設け
ていないとしても憲法29条3項・31条
に違反しない—損害賠償請求事件—昭和
60年12月26日千葉地方裁判所判決（昭
和52年（ワ）第457号）

【出典】

訟務月報32巻11号2538頁

【備考】

（控訴審）昭和63年7月20日東京高
等裁判所判決（昭和61年（ネ）第50号）

昭和61年（1986年）

【事件】

雪中飛行訓練中、雪原に緊急着陸しよ
うとしたヘリコプターが横転大破した事
故について、操縦士の過失が否定された
事例—航空の危険を生じさせる行為等の
処罰に関する法律違反事件—昭和61年
2月14日羽曳野簡易裁判所判決（昭和
53年（ろ）第114号）

【出典】

判例時報1195号156頁、判例タイムズ
591号82頁

【事件】

（1）Aが操縦し、B及びCが同乗した
軽飛行機が墜落し、全員が死亡した事故
において、右飛行は、飛行クラブを主宰
するAが右クラブ会員のBに対してなした
操縦練習としてのものであり、C・D
は、Bの負担になる指導料を分割して負
担することにより、自己のレジャーのた
め右練習に同乗させてもらったにすぎ
ず、C・DがA・Bに対し運送の対価を
支払って右飛行を請求しう旨の運送契
約が成立したものでないことは明らかで
ある。（2）C・Dの遺族による本訴の提
起、維持が不当訴訟として不法行為を構
成するとのBの遺族による反訴請求は理
由がなく認められない—昭和61年5月
22日前橋地方裁判所判決（昭和56年
（ワ）第156号、昭和57年（ワ）第13号）

【出典】

交通事故民事裁判例集19巻6号1793
頁

【事件】

外国法人甲が製造し、日本に営業所を有する同乙が購入して運航した後、これを買受けた台湾の航空会社の運航する航空機が台湾において墜落した事故について、日本人乗客の遺族が甲乙を共同被告として提起した損害賠償訴訟は、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するような特段の事情がある以上、わが国の裁判所に管轄権を認めるのは相当でない—損害賠償請求事件—昭和61年6月20日東京地方裁判所判決（昭和58年（ワ）第8657号）

【評釈】

- 江泉芳信 航空機事故訴訟の国際的裁判管轄権（1）
- 道垣内正人 台湾での航空機墜落事故に関して提起された米国会社に対する訴訟の国際的裁判管轄権
- 山本弘 台湾における台湾国内航空会社旅客機墜落事故の日本人遺族による旅客機製造、販売会社に対する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄権
- 後藤明史 台湾における航空機事故に関し提起された訴訟の国際的裁判管轄権
- 井之上宣信 損害賠償請求訴訟の国際的裁判管轄権
- 松岡博 台湾における航空機事故に関連して米国人に対して提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄
- 大村芳昭 外国法人に対する損害賠償請求の国際裁判管轄

【出典】

判例時報1196号87頁、判例タイムズ604号138頁

『涉外判例百選（第3版）（別冊ジュリスト133号）』202頁（有斐閣・1995.5）
ジュリスト867号68頁（1986.9）

法学教室74号132頁（1986.11）

『昭和61年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊887号）』272頁（有斐閣・1987.6）
ジュリスト892号117頁（1987.9）

判例評論343号（判例時報1239号）33頁（1987.9）

ジュリスト956号118頁（1990.6）

【事件】

ヘリコプター墜落事故により搭乗者が負傷した事故につき、通常の上乗による慰謝料とは別に、死の恐怖に対する慰謝料として50万円が認められた事例—新日本国内航空ヘリ墜落事件—昭和61年9月16日東京地方裁判所判決（昭和57年（ワ）第2521号）

【出典】

判例時報1206号7頁、判例タイムズ618号38頁

【評釈】

- | | | |
|------|---|-----------------------------|
| 吉村良一 | 墜落事故と「死の恐怖」に対する慰謝料 | ジュリスト 874 号 52 頁 (1986.12) |
| 坂本昭雄 | ヘリコプター墜落事故により負傷した搭乗者について通常の慰謝料とは別に死の恐怖に対する慰謝料を認めた事例 | 金融・商事判例 769 号 46 頁 (1987.7) |

昭和 62 年 (1987 年)

【事件】

わが国に営業所を有しない外国法人に対する航空機事故による損害賠償を請求する訴訟につきわが国の裁判権が肯定された事例—アビアコ航空機事故損害賠償訴訟—昭和 62 年 5 月 8 日東京地方裁判所中間判決 (昭和 60 年(ワ)14808 号)

【出典】

判例時報 1232 号 40 頁、判例タイムズ 637 号 87 頁

【評釈】

- | | | |
|----|--|----------------------------|
| 森勇 | 外国空港における外国航空機衝突事故により死亡した日本人遺族の両航空会社に対する損害賠償請求については、民法 21 条の規定により、日本に営業所を有しない航空会社についても、わが国の裁判所に裁判権があるとされた事例 | 判例タイムズ 646 号 85 頁 (1987.2) |
|----|--|----------------------------|

細川潔	国際裁判管轄—併合管轄	『民事訴訟法判例百選(1) 新法対応補正版(別冊ジュリスト 145 号)』44 頁(有斐閣・1998.2)
-----	-------------	---

小林秀之	併合裁判権と国際裁判管轄—アビアコ航空事件	法学セミナー 33 巻 5 号 136 頁 (1988.5)
------	-----------------------	--------------------------------

徳岡卓樹	アビアコ航空機事故損害賠償訴訟中間判決	『昭和 62 年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊 910 号)』270 頁(有斐閣・1988.6)
------	---------------------	--

渡部惺之	海外で航空機衝突事故の在日遺族の損害賠償請求訴訟と国際裁判管轄	ジュリスト 916 号 120 頁 (1988.9)
------	---------------------------------	----------------------------

【事件】

ワルソー条約 28 条 1 項の裁判管轄と国際二重訴訟の可否—大韓航空機撃墜事件—昭和 62 年 6 月 23 日東京地方裁判所中間判決 (昭和 60 年(ワ)10312 号)

【出典】

判例時報 1240 号 27 頁、判例タイムズ 639 号 23 頁、金融・商事判例 792 号 23 頁

【評釈】

長谷川俊明	大韓航空機事故による損	国際商事法務 15 巻 10 号 786 頁 (1987.
-------	-------------	-------------------------------

	害賠償請求訴訟について外国とわが国における二重訴訟を認めた事例	10)
松岡博	航空機事故における損害賠償請求と国際的二重訴訟—大韓航空事件	法学教室 86 号 106 頁 (1987.11)
海老原美広	航空機事故と国際的訴訟競合—大韓航空事故訴訟	ジュリスト 898 号 47 頁 (1987.12)
小林秀之	外国航空機事故損害賠償訴訟と国際的二重起訴—大韓航空機事件	法学セミナー33 卷 1 号 106 頁 (1988.1)
澤木敬朗	ワルソー条約 28 条 1 項の規定は国際的二重訴訟を禁じているものではない	判例タイムズ 651 号 42 頁 (1988.1)
小林秀之	大韓航空機墜撃事件国際的二重起訴中間判決	『昭和 62 年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊 910 号)』273 頁 (有斐閣・1988.6)
野村美明	ワルソー条約 28 条の裁判管轄と国際二重訴訟	ジュリスト 912 号 117 頁 (1988.7)
松岡誠之助	航空機の共同所有を目的とする航空機事故の責任	ジュリスト 965 号 91 頁 (1990.10)
山崎悠基	ワルソー条約の下で国際的二重訴訟が許されるか	ジュリスト 975 号 107 頁 (1991.3)
齋藤彰	航空機事故訴訟の国際的裁判管轄権 (2)	『涉外判例百選 (第 3 版) (別冊ジュリスト 133 号)』204 頁 (有斐閣・1995.5)

【事件】

航空機の共同所有等を目的として結成された民法上の組合の一組合員による航空機操縦中の事故につき、当該航空機の操縦は組合業務の執行に当たらないから、右事故の被害者は他の組合員に対し損害賠償請求はできない—昭和 62 年 6 月 26 日東京地方裁判所判決 (昭和 61 年 (ワ) 第 3734 号)

【評釈】

松岡誠之助 航空機の共同所有を目的とする組合と航空機事故の責任

【出典】

判例時報 1269 号 98 頁

ジュリスト 965 号 91 頁 (1990.10)

四三 昭和 63 年 (1988 年)

【事件】

航空法 49 条 1、2 項による規制と損失補償の要否—昭和 63 年 7 月 20 日東京高等裁判所判決 (昭和 61 年 (ネ) 50 号)

【出典】

東京高等裁判所民事判決時報 39 卷 5 ~ 8 号 48 頁

【備考】

(第一審) 昭和 60 年 12 月 26 日千葉地

方裁判所判決（昭和52年(ワ)457号）

【事件】

民事上の請求として、一定の時間帯につき民間航空機・自衛隊機・米軍機の離着陸のためにする国営空港の供用の差止を求める訴は、不適法である一福岡空港夜間飛行禁止等請求事件一昭和63年12月16日福岡地方裁判所判決（昭和51年(ワ)第320号、昭和56年(ワ)第2559号）

【出典】

判例時報1298号32頁、判例タイムズ685号43頁、訟務月報35巻12号2197頁

【備考】

（控訴審）平成4年3月6日福岡高等裁判所判決（昭和63年(ネ)第873号、平成1年(ネ)第695号）

（上告審）平成6年1月20日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年(オ)第1180号）、平成6年1月20日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年(オ)第1179号、第1181号）

【評釈】

公害等調整委員会事務局 福岡空港における航空機騒音、大気汚染等を理由として、周辺住民が国に対し提訴した夜間離着陸使用差止請求の訴え及び将来の損害の賠償請求の訴えは却下されたが、過去の損害の賠償請求は、一部認容された事例
高柳啓二 福岡空港夜間飛行禁止等請求事件

公害関係裁判情報40巻32頁（1989.3）

訟務月報35巻12号1頁（1989.12）

平成1年（1989年）

【事件】

定期航空運送事業免許の取消訴訟と空港周辺住民の原告適格一新潟・小松・ソウル間の定期航空運送事業免許処分取消請求事件一平成元年2月17日最高裁判所第二小法廷判決（昭和59年(行ツ)46号）

【出典】

最高裁判所民事判例集43巻2号56頁、訟務月報35巻6号1095頁、判例時報1306号5頁、判例タイムズ694号73頁、金融・商事判例819号43頁、裁判所時報997号1頁、法律新聞915号6頁

【備考】

（第一審）昭和56年8月10日新潟地方裁判所判決（昭和54年(行ウ)第11号）

（控訴審）昭和56年12月21日東京高等裁判所判決（昭和56年(行コ)第68号）

四二

【評釈】

田中館照橘 新潟空港騒音公害訴訟と原告適格一新潟・小松・ソウル間の定期航空運送事業

法令解説資料総覧87号72頁（1989.4）

	免許処分取消請求事件	
原田尚彦	空港騒音と行政訴訟—新潟空港公害訴訟最高裁判決（平成元年2月17日）と関連して	ジュリスト 932号 46頁（1989.4）
高木光	周辺住民の原告適格—新潟空港訴訟最高裁判決	法学教室 104号 84頁（1989.5）
林修三	著しい航空機騒音により被害を受けた空港周辺住民は定期航空路線の免許取消しの訴えの原告適格を有する	時の法令 1353号 78頁（1989.5）
岩淵正紀	定期航空運送事業免許の取消訴訟と飛行場周辺住民の原告適格	ジュリスト 936号 74頁（1989.6）
阿部泰隆	航空法の事業免許を争う近隣住民の原告適格	判例タイムズ 696号 114頁（1989.7）
島田清次郎	空港周辺住民は、定期航空運送事業免許処分の取消訴訟における原告適格を有する—新潟空港訴訟上告審判決	法律のひろば 42巻 9号 36頁（1989.9）
藤原淳一郎	空港周辺住民の原告適格—新潟空港訴訟	法学セミナー 34巻 9号 114頁（1989.9）
室井敬司	空港騒音と周辺住民の裁判を受ける権利—新潟空港訴訟最高裁判決	亜細亜法学 24巻 1号 117頁（1989.12）
山村恒年	定期航空運送事業免許の取消訴訟と飛行場周辺住民の原告適格	民商法雑誌 101巻 3号 415頁（1989.12）
岩淵正紀	定期航空運送事業免許の取消訴訟と飛行場周辺住民の原告適格	法曹時報 42巻 4号（1990.4）
岡村周一	新潟空港騒音事件	『平成元年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊 957号）』37頁（有斐閣・1990.6）
山本隆司	定期航空運送事業免許の取消訴訟と飛行場周辺住民の原告適格	法学協会雑誌 107巻 6号 1055頁（1990.6）
古城誠	原告適格・新潟空港訴訟	法学教室 134号 27頁（1991.11）
古城誠	定期航空運送事業免許取消訴訟の原告適格	『行政判例百選（2）第3版（別冊ジュリスト 123号）』384頁（有斐閣・1993.5）
北村喜宣	新潟空港運送事業免許取消事件—空港周辺住民の原告適格	『公害・環境判例百選（別冊ジュリスト 126号）』120頁（有斐閣・1994.4）
古城誠	定期航空運送事業免許取消訴訟の原告適格	『行政判例百選（2）第4版（別冊ジュリスト 151号）』414頁（有斐閣・1999.3）

【事件】

編隊飛行訓練中の自衛隊訓練生機と全日空旅客機との空中接触事故について、自衛隊側と全日空側双方の損害賠償責任が認められた事例—平成元年5月9日東京高等裁判所判決（昭和53年（ネ）第2455号、第2470号）

【評釈】

梅村上 損害賠償請求控訴事件

【事件】

相互に着払運賃を回収し相手方に送金する義務を負担する利用航空運送事業契約がある場合において、日本国内の業者がアメリカ合衆国内の業者に対し、右契約に基づき着払運賃の支払を求める訴訟については、特段の事情のない限り、民事訴訟法五条によりわが国に国際裁判管轄権があるものと解すべきである—航空運賃請求事件—平成1年11月14日東京地方裁判所判決（昭和61年（ワ）第7249号）

【評釈】

中野俊一郎 国際利用航空運賃請求事件の国際的裁判管轄権

小山昇 義務履行地とわが国の国際裁判管轄権

小澤一郎 義務履行地を理由にわが国に国際裁判管轄権を認めた事例

山崎悠基 相互に着払い運賃を回収する契約を締結した利用航空運送事業者（混載業者）の一方（内国法人）から他方（米国法人）に対する航空運賃請求事件につき、わが国の裁判権が認められた事例

平成2年（1990年）

【事件】

航空法49条1項は、公共用飛行場に離着陸する航空機の航行の安全を確保するという高度な公共の利益の実現のため、

【出典】

判例時報1308号28頁、訟務月報36巻3号351頁

【備考】

（第一審）昭和53年9月20日東京地方裁判所判決（昭和48年（ワ）第1251号、第1255号、昭和52年（ワ）第6119号）

訟務月報36巻3号351頁（1990.3）

【出典】

判例タイムズ731号238頁、判例時報1362号74頁、The Japanese Annual of International Law 34号176頁

『平成2年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊980号）』262頁（有斐閣・1991.6）

ジュリスト984号209頁（1991.8）

『平成2年度主要民事判例解説（判例タイムズ臨時増刊762号）』308頁（判例タイムズ社・1991.9）

専修法学論集61号253頁（1994.7）

【出典】

判例時報1356号121頁、訟務月報36巻7号1237頁

飛行場周辺の土地の利用について一般的な制限を課すものであり、右制限の程度は必要かつ合理的なものと認めることができ、また右制限は、飛行場周辺の土地の所有者等にとっては、その財産権に内在する制約として受忍限度内のものであり、特別の犠牲を課すものではないから、同条項に損失補償の規定がなくとも、憲法 29 条・31 条に違反しない—平成 2 年 1 月 31 日千葉地方裁判所判決(昭和 52 年(ワ)第 403 号)

【評釈】

高村一之 妨害物除去請求事件

訟務月報 36 卷 7 号 97 頁 (1990.7)

【事件】

(1) 逃亡犯罪人引渡法による審査請求について裁判所が行う判断の限界。(2) 逃亡犯罪人引渡法 2 条 3 号及び 4 号にいわゆる引渡犯罪の双罰性と請求国における適用罰則の判断基準。(3) 逃亡犯罪人引渡法 2 条 1 号にいわゆる政治犯罪人引渡しの原則が適用される「政治犯罪」の範囲とその判断基準。(4) 飛行中の民間航空機内で、機体を爆破すると言って乗員らを脅迫、畏怖させ、航空機の運行を支配した行為について、逃亡犯罪人引渡法 2 条 1 号にいわゆる政治犯罪人引渡しの原則が適用される「政治犯罪」には当たらないとされた事例—逃亡犯罪人引渡審査請求事件—平成 2 年 4 月 20 日東京高等裁判所決定 (平成 2 年(て)第 37 号)

【評釈】

渥美東洋 中国民航機ハイジャック犯人の中国側への引渡しが認められた事例
三浦守 中国民航機ハイジャック犯人を引渡すことができる場合に該当するとした決定
三九 芹田健太郎 中国民航機ハイジャック犯引渡事件
Tokugawa, S. Air China Flight Hijack Case
島田征夫 ハイジャック犯が政治犯であると主張したが引き渡された事例
山本草二 中国民航機不法奪取犯引

【出典】

高等裁判所刑事判例集 43 卷 1 号 27 頁、最高裁判所刑事判例集 44 卷 3 号 321 頁、判例時報 1344 号 35 頁、The Japanese Annual of International Law 34 号 129 頁

【備考】

(上告審)平成 2 年 4 月 24 日最高裁判所第一小法廷判決 (平成 2 年(し)第 52 号)

判例タイムズ 726 号 70 頁 (1990.7)

法律のひろば 43 卷 9 号 56 頁 (1990.9)

判例評論 384 号(判例時報 1367 号)222 頁 (1991.2)

Ritsumeikan Law Review 6 号 131 頁 (1991.3)

ジュリスト 978 号 170 頁 (1991.5)

『平成 2 年度重要判例解説(ジュリスト

渡事件

臨時増刊 980 号)』251 頁(有斐閣・1991.6)

【事件】

(1) 逃亡犯罪人引渡法 14 条 1 項による法務大臣の引渡命令の取消しを求める訴訟で、裁判所が審理、判断できる事項の範囲。(2) 中国の民間航空機のハイジャック事件について、法務大臣のした逃亡犯罪人に対する中国への引渡命令の執行停止を求める申立が、本案について理由がないとみえるときに当たるとして、却下された事例—中国民航機ハイジャック犯引渡命令の執行停止却下決定—平成 2 年 4 月 25 日東京地方裁判所決定(平成 2 年(行ク)12 号)

【出典】

行政事件裁判例集 41 巻 4 号 906 頁、訟務月報 36 巻 10 号 1829 頁、判例時報 1345 号 27 頁、判例タイムズ 726 号 97 頁

【事件】

(1) 逃亡犯罪人引渡法 14 条 1 項による法務大臣の引渡命令の取消しを求める訴訟で、裁判所が審理、判断できる事項の範囲。(2) 中国の民間航空機のハイジャック事件について、法務大臣のした逃亡犯罪人に対する中国への引渡命令の執行停止を求める申立が、本案について理由がないとみえるときに当たるとして、却下された事例—中国民航機ハイジャック事件—平成 2 年 4 月 27 日東京高等裁判所決定(平成 2 年(行ス)5 号)

【出典】

行政事件裁判例集 41 巻 4 号 915 頁、東京高等裁判所民事判決時報 41 巻 1・4 号 22 頁、判例時報 1345 号 31 頁、判例タイムズ 726 号 99 頁

【備考】

(第一審)平成 2 年 4 月 25 日東京地方裁判所判決(平成 2 年(行ク)第 12 号)
(上告審)平成 2 年 5 月 1 日最高裁判所第一小法廷判決(平成 2 年(行ト)第 14 号)

【評釈】

芹田健太郎 中国民航機ハイジャック犯引渡事件

判例評論 384 号(判例時報 1367 号)222 頁(1991.2)

【事件】

逃亡犯罪人引渡法 20 条 1 項に基づき逃亡犯罪人を請求国の官憲に引渡したことにより、同法 14 条 1 項に基づく引渡命令の執行停止の余地がなくなったとされた事例—中国民航機ハイジャック事件—平成 2 年 5 月 1 日最高裁判所第一小法廷決定(平成 2 年(行ト)第 14 号)

【出典】

判例タイムズ 726 号 103 頁

【備考】

(第一審)平成 2 年 4 月 25 日東京地方裁判所判決(平成 2 年(行ク)第 12 号)
(控訴審)平成 2 年 4 月 27 日東京高等裁判所判決(平成 2 年(行ス)第 5 号)

【評釈】

高橋利文 逃亡犯罪人引渡法 20 条 1 項に基づき逃亡犯罪人を請求国の官憲に引き渡したことにより同法 14 条に基づき引渡命令の執行停止の

『平成 2 年度主要民事判例解説(判例タイムズ臨時増刊 762 号)』338 頁(判例タイムズ社・1991.9)

余地がなくなったとされた
事例

【事件】

空港のジェット化計画に基づくジェット旅客機の運行開始による周辺住民に対する人格権侵害を理由として提起された空港の拡張工事の差止をを求める訴につき、ジェット旅客機の運行が現実開始された後において、人格権侵害状態が発生するか否か、その具体的内容および程度が受忍限度を超えるものであるか否かを確実に予測することが困難であるとして、訴を却下した事例－松本空港拡張工事差止請求控訴事件－平成2年6月27日東京高等裁判所判決（平成1年（ネ）第2540号）

【事件】

いわゆる輸入航空券による途中寄航地からの搭乗を航空会社が拒絶したことが違法とはいえないとされた事例－平成2年9月27日東京地方裁判所判決（平成1年（ワ）3022号）

【評釈】

高田桂一 輸入航空券による搭乗拒否

【出典】

判例時報1369号98頁、高等裁判所民事判例集43巻2号100頁、東京高等裁判所（民事）判決時報41巻5～8号57頁

【備考】

（第一審）平成1年6月29日長野地方裁判所松本支部判決（昭和62年（ワ）第139号）

【出典】

判例タイムズ1368号87頁、判例タイムズ737号250頁、法律新聞987号6頁

『消費者取引判例百選（別冊ジュリスト135号）』128頁（有斐閣・1995.11）

平成3年（1991年）

【事件】

（1）航空法49条1項の規定は、高度な公共利益実現のために、飛行場周辺の土地所有者等に対し一般的に一定の範囲で限定的にその利用を制限したにとどまり、特定の者に対して特別の犠牲を強いるものではなく、憲法上損失補償を要する場合に該当しないというべきであり、同法50条の定める補償規定の内容をいかなるものにするかは、立法政策の問題とされるから、同条1項の規定は憲法29条には違反しない。（2）航空法50条1項に定める補償規定は、憲法上の要請からではなく、政策的観点から設けられた規定である－損害賠償請求事件－平成3年1月21日東京地方裁判所判決（昭和53年（ワ）第3457号、昭和54年（ワ）第

【出典】

判例タイムズ758号140頁、訟務月報37巻12号2141頁、判例地方自治86号77頁

【備考】

（控訴審）平成11年4月8日東京高等裁判所判決（平成3年（ネ）第255号、平成3年（ネ）第306号、平成3年（ネ）第304号）

3022号)

【事件】

(1) 商法 579 条は、陸上運送と航空運送による国際複合運送にはそもそも適用あるいは類推適用されないが、仮にそれを肯定したとしても、国際複合運送が連帯運送でなく下請運送であれば、やはり適用あるいは類推適用の余地はない。
 (2) アメリカ合衆国から日本の物品の運送契約が、往路についてのみのものであつて、復路は含まないとされた事例。
 (3) 陸上運送と航空運送による国際複合運送が連帯運送でなく下請運送である場合には、商法 579 条の適用あるいは類推適用はない—損害賠償請求、同反訴請求事件—平成 3 年 3 月 29 日東京地方裁判所判決（平成 1 年(ワ)第 1715 号、第 4318 号)

【評釈】

長谷川俊明 米国エキスポ会場に出展する絵画の運送契約が会場までの往路運送しか内容としなないとされた事例
 山下友信 (1) 運送契約が往路運送のみで復路運送を含まないとされた事例。(2) 商法 579 条(相次運送)の適用範囲
 早川勝 米国への絵画の運送契約の性質と商法 579 条の適用
 中元啓司 国際複合運送人の責任

【出典】

判例時報 1405 号 108 頁

【備考】

(第一審) 平成 2 年 4 月 26 日大阪地方裁判所判決（昭和 63 年(行ウ)第 9 号)

国際商事法務 20 卷 3 号 313 頁(1992.3)

『私法判例リマックス 1993 (上) (法律時報別冊平成 4 年度判例評論)』103 頁(日本評論社・1993.2)

旬刊商事法務 1375 号 35 頁(1994.12)

『商法(総則・商行為)判例百選(第 4 版)別冊ジュリスト 164 号』192 頁(有斐閣・2002.10)

平成 4 年(1992 年)

【事件】

民事上の請求として一定の時間帯につき、国営空港への民間航空機の離着陸の差止を求める訴が不適法とされた事例—福岡空港夜間飛行禁止等請求控訴、同附帯控訴事件—平成 4 年 3 月 6 日福岡高等裁判所判決(昭和 63 年(ネ)第 873 号、平成 1 年(ネ)第 695 号)

【出典】

判例タイムズ 781 号 83 頁、訟務月報 38 卷 7 号 1236 頁、判例時報 1418 号 3 頁

【備考】

(第一審) 昭和 63 年 12 月 16 日福岡地方裁判所判決(昭和 51 年(ワ)第 320 号、昭和 56 年(ワ)第 2559 号)

(上告審) 平成 6 年 1 月 20 日最高裁判所第一小法廷判決(平成 4 年(オ)第 1180 号)、平成 6 年 1 月 20 日最高裁判所第一

小法廷判決(平成4年(オ)第1179号、第1181号)

【事件】

羽田空港新滑走路の供用禁止等を求める行政訴訟の可否—羽田空港新A滑走路事件—平成4年3月18日東京地方裁判所判決(昭和63年(行ウ)第201号、平成3年(行ウ)第80号、第277号)

【評釈】

- 原田尚彦 公共事業の差止訴訟—大阪国際空港訴訟最高裁判決に関連して—
- 高木光 羽田空港騒音訴訟—新A滑走路の使用禁止等を求める行政訴訟の可否
- 山下淳 羽田空港新A滑走路事件
- 今井廣明 東京国際空港新A滑走路供用禁止請求事件

【出典】

行政事件裁判例集 43巻3号418頁、判例時報1413号27頁

法曹時報44巻11号35頁(1992.1)

『平成4年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊1024号)』48頁(有斐閣・1993.6)

『公害・環境判例百選(別冊ジュリスト126号)』126頁(有斐閣・1994.4) 訟務月報38巻8号141頁(1992.8)

【事件】

旅行者が航空券の手配を受諾しながら出発日間近になって予約記録を取消したことが不法行為に当たるとされた事例—平成4年9月28日東京地方裁判所判決(平成2年(ワ)14607号)

【評釈】

- 坂本昭雄 旅行者が航空券の手配を受諾しながら出発日間近になって予約記録を取消したことが不法行為に当たるとされた事例
- 山崎悠基 団体割引航空券のバラ売りに関する責任の一事例

【出典】

判例時報1464号79頁

金融・商事判例939号42頁(1994.4)

ジュリスト1093号129頁(1996.7)

【事件】

(1) 航空機騒音等の被害を受けるおそれのある起業地周辺住民の土地収用法に基づく事業認定の取消しを求める原告適格の有無。(2) 土地収用法及び公共用地の取得に関する特別措置法に基づき農地を新東京国際空港建設事業に供することを内容とする各事業認定が違法でないとした事例—成田空港訴訟控訴審判決—平成4年10月23日東京高等裁判所判決(昭和59年(行コ)38号)

三五

【出典】

行政事件裁判例集43巻10号1275頁、訟務月報39巻7号1345頁、判例時報1440号46頁、判例タイムズ802号77頁【備考】

(第一審) 昭和59年7月6日東京地方裁判所判決(昭和45年(行ウ)第48号、昭和46年(行ウ)第105号)

【評釈】

木原正雄 新東京国際空港事業認定
取消請求訴訟事件 法政論叢(山形大学)1号105頁(1994.3)

【事件】

運輸大臣の許可運賃を下回る価格で発行された、いわゆる格安航空券が、私法上は有効であることを理由に、同航空券が無効であることを前提とした不正競争防止法1条1項5号の請求が棄却された事例－格安航空券販売差止等請求事件－平成4年10月23日東京地方裁判所判決(平成1年(ワ)9415号)

【出典】

判例時報1459号142頁、判例タイムズ811号202頁

【評釈】

田村善之 格安航空券の販売と不正競争防止法の品質誤認表示の成否－格安航空券事件 判例評論440号(判例時報1537号)236頁(1995.10)

田村善之 格安航空券の販売と不正競争防止法の品質誤認表示の成否－格安航空券事件 『消費者取引判例百選(別冊ジュリスト135号)』198頁(有斐閣・1995.11)

平成5年(1993年)

【事件】

甲地発－乙地行の航空券及び乙地発－丙地行の航空券を併せ提示しても甲地発－丙地行の直行便への搭乗を求めるとはできないとした事例－平成5年1月20日大阪地方裁判所判決(平成3年(ワ)第4517号)

【出典】

判例タイムズ825号163頁、判例時報1473号95頁

【評釈】

山崎悠基 二種類の航空券の組合せによる直行便への搭乗が認められるか ジュリスト1110号170頁(1997.4)

【事件】

日本赤軍による2件の航空機ハイジャック事件の実行犯人に無期懲役を言い渡した事例－平成5年12月7日東京地方裁判所判決(昭和62年(特ワ)2760号、昭和62年(合ワ)第288号、昭和63年(合ワ)29号)

【出典】

判例タイムズ849号246頁

平成6年(1994年)

【事件】

空港周辺住民の航空機騒音等に基づく

【出典】

訟務月報41巻4号532頁

被害のうち全員に共通する最小限度の被害について、各自につき、その限度で慰謝料という形でその賠償を請求すること及びそのような判断の方法が許されるとされた事例—福岡空港夜間飛行禁止等請求上告事件—平成6年1月20日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（オ）第1179号、第1181号）

【事件】

民事上の請求として運輸大臣の設置管理に係る第二種空港を民間航空機の離着陸に使用させることの差止めを求める訴えの適否—福岡空港騒音公害訴訟上告審判決—平成6年1月20日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（オ）1180号）

【評釈】

田中館照橘 空港騒音公害訴訟における飛行差止請求に関する最高裁の見解

秋武憲一・今井弘晃 民事上の請求として運輸大臣の設置管理に係る第二種空港を民間航空機の離着陸に使用させることの差止めを求める訴えの適否

岡村周一 航空機の離着陸に関し民事差止めを求める訴えの適否

【事件】

航空法55条の3第1項に基づき運輸大臣が新東京国際空港公団に対してした新東京国際空港設置のための工実施計画の認可の取消しを求める訴えにつき、同認可により定まる進入表面等の投影面内にある土地又は建物について権利を有する者の原告適格が肯定された事例—新東京国際空港工実施計画認可処分等取消請求事件—平成6年1月27日東京地方裁判所判決（昭和42年（行ウ）第61号）

【評釈】

畠山武道 新東京国際空港の設置工実施計画につき運輸大臣が同空港公団に対してした

【備考】

（第一審）昭和63年12月16日福岡地方裁判所判決（昭和51年（ワ）第320号、昭和56年（ワ）第2559号）（控訴審）平成4年3月6日福岡高等裁判所判決（昭和63年（ネ）第873号、平成1年（ネ）第695号）

（関連事件）平成6年1月20日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（オ）第1180号）

【出典】

訟務月報41巻4号523頁、判例時報1502頁、判例タイムズ855号103頁

【備考】

（関連事件）平成6年1月20日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（オ）第1179号、第1181号）

法令解説資料総覧146号110頁（1994.3）

『平成6年度主要民事判例解説（判例タイムズ臨時増刊882号）』236頁（判例タイムズ社・1995.9）

民商法雑誌113巻2号305頁（1995.11）

【出典】

判例時報1495号67頁、行政事件裁判例集45巻1・2号1頁、判例タイムズ865号134頁、訟務月報42巻10号2382頁

判例評論437号（判例時報1527号）39頁（1995.7）

認可が、取消訴訟の対象となる行政処分であり、同空港の敷地内の土地所有者等は右認可の取消しを求める原告適格がある、とされた事例

【事件】

外国機の出発時刻が繰り上げられたため乗り継ぎができなくなったことについてわが国の航空会社に損害賠償責任がないとされた事例—平成6年7月7日東京地方裁判所判決（平成4年（ワ）20873号）

【評釈】

長谷川俊明 国際便航空運送契約を目的とする委任契約の下で受任者・航空会社の債務不履行が否定された事例
小林俊明 航空便予約手続における航空運送人の責任

【出典】

判例時報1534号56頁、判例タイムズ880号239頁

国際商事法務23巻10号1112頁（1995.10）

ジュリスト1121号148頁（1997.10）

平成8年（1996年）

【事件】

航空法43条1項の飛行場施設変更許可の取消しの訴えが、航空機の離着陸等飛行の安全の支障にならないとして棄却された事例—松本空港施設変更許可処分取消請求事件—平成8年5月14日東京地方裁判所判決（平成3年（行ウ）第201号）

【評釈】

西村淑子 飛行場施設の変更許可の取消しを求める訴えにつき、同許可によって新たにあるいは従前以上に私権制限を受ける者の原告適格を肯定し、私権制限を受けない者の原告適格を否定した事例

【出典】

判例時報1576号27頁、判例タイムズ924号158頁、行政事件裁判例集47巻4・5号386頁

自治研究73巻11号119頁（1999.11）

平成9年（1997年）

【事件】

被告人の要求する場所に向けて運行させなくても、機長の反抗を抑圧して、通

【出典】

判例時報1608号33頁

【備考】

常の運行では全く必要のない駐機をさせれば、運行支配罪は既遂になる—全日空機乗っ取り事件—平成9年3月21日函館地方裁判所判決（平成7年（わ）第95号）

【評釈】

鬼塚賢太郎 オウムに触発されたハイジャック
警備判例 全日空乗っ取り事件第一研究会 審判決

【事件】

日本赤軍による2件の航空機ハイジャック事件において、被告人を実行犯人と認め無期懲役を言い渡した第一審判決に対する控訴が棄却された事例—日航機ハイジャック事件—平成9年4月22日東京高等裁判所判決（平成6年（う）381号）

【事件】

（1）日本国外で発生した航空機事故の犠牲者の相続人らによる外国航空会社へのワルソー条約に基づく損害賠償請求が認められた事例。（2）近親者固有の慰謝料につき、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例。（3）公海上の不法行為について、被害者の本国法を適用法とすることができるとされた事例—大韓航空機撃墜事件—平成9年7月16日東京地方裁判所判決（昭和60年（ワ）10312号）

【評釈】

三 一 坂本昭雄 国際航空運送における旅客の死亡損害はワルソー条約に基づいて決定されるが遺族の固有の賠償は法廷地である我が国の不法行為法に基づいて決定されるのが相当であるとされた事例
長谷川俊明 大韓航空機の公海上での墜落にかかる不法行為の準拠法が本国法であるとされた事例
原茂太一 大韓航空機撃墜事故と航空運送人の責任

（控訴審）平成11年9月30日札幌高等裁判所判決（平成9年（う）第75号）

法令ニュース33巻1号23頁（1998.1）
月刊治安フォーラム4巻1号80頁（1998.1）

【出典】

東京高等裁判所（刑事）判決時報48巻1～12号37頁、判例タイムズ946号265頁

【備考】

（第一審）平成5年12月7日東京地方裁判所判決（昭和62年（特わ）第2760号、昭和62年（合わ）第288号、昭和63年（合わ）第29号）

【出典】

判例時報1619号17頁、判例タイムズ949号255頁、金融・商事判例1027号30頁

金融・商事判例1033号51頁（1998.2）

国際商事法務26巻3号300頁（1998.3）

『平成9年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊1135号）』107頁（有斐閣・1998）

- | | | | |
|------|---|---|--|
| 高桑昭 | (1) ワルソー条約における旅客の損害賠償請求権の範囲。(2) 公海上の事故で死亡した旅客の遺族固有の損害賠償請求の準拠法—大韓航空機事件第一審判決 | 6) | 『私法判例リマックス 1998 (下) (法律時報別冊 17 号平成 9 年判例評論)』160 頁 (日本評論社・1998.7) |
| 山田恒久 | 航空機が航路を逸脱しソ連領空を侵犯しソ連戦闘機によって撃墜された事故につき、ワルソー条約と、被害者の本国法である日本法に基づいて損害賠償責任が認められた事例—大韓航空機撃墜事件訴訟第一審判決 | 判例評論 473 号(判例時報 1637 号)193 頁 (1998.7) | |
| 箱井崇史 | 航空機事故による旅客の死亡に関する航空運送人の責任 | 『商法 (総則・商行為) 判例百選 (第 4 版) 別冊ジュリスト 164 号』206 頁 (有斐閣・2002.10) | |
| 藤田勝利 | 大韓航空機撃墜事件と航空運送人の責任 | 『現代ビジネス判例 (高田桂一先生古稀記念)』237 頁 (法律文化社・2003.3) | |

平成 10 年 (1998 年)

【事件】

(1) 航空法 127 条ただし書による外国航空機の国内使用許可を求め得る者。
 (2) ロシア国際航空に所属する航空機、機長及び乗組員を用いて物品の国内輸送をするために荷主がした外国航空機の国内使用許可申請につき、右荷主は、右申請をし得る運行主体に当たらないとして却下した運輸大臣の処分が適法とされた事例—平成 10 年 5 月 13 日那覇地方裁判所判決 (平成 9 年(行ウ)13 号)

【事件】

悪天候のため外国の目的外空港に降機された日本人に対し日本語による説明をしなかったことが目的地まで送迎する義務の不履行に当たるとして航空会社の責任が認められた事例—平成 10 年 11 月 17 日大阪高等裁判所判決 (平成 10 年(ネ)1255 号)

【評釈】

弥永真生 経路変更の場合に航空運送人が乗客に対して行う義

【出典】

訟務月報 44 卷 12 号 2193 頁

【出典】

判例時報 1687 号 140 頁、判例タイムズ 1015 号 235 頁

ジュリスト 1182 号 89 頁 (2000.7)

務一外国の目的地以外の空
港で降機させる場合の説明
義務

平成 11 年（1999 年）

【事件】

（1）空港管理規則（昭和 27 年運輸省令 44 号）12 条の規定に基づく構内営業の承認は、空港ターミナル事業について能率的運用と秩序維持という公共の利益を図ることを目的として、その運営の適正さを確保するために設けられた規制であって、特定の個人に独占的な営業権を付与するものではない。（2）地方航空局長が空港管理規則に基づき第二種国営空港における構内営業の承認をしても、それは独占的営業権を保障するものではなく、また、航空法及び空港管理規則が、既存事業者の営業上の利益を保護する趣旨を含むとも解されないので、承認を受けて営業を行っている事業者は、他の事業者が受けた承認の無効確認を求める法律上の利益を有しない—営業承認無効確認請求事件—平成 11 年 3 月 3 日那覇地方裁判所判決（平成 9 年（行ウ）第 11 号）

【事件】

（1）国を被告とする関西空港に離着陸する航空機の陸上飛行を差し止める請求について、航空行政権の行使を求める請求を包含するから、民事訴訟としては不適法であるとされた事例。（2）知事を被告とする公有水面の埋立免許を撤回することを求める訴訟は、撤回することについて知事が一義的に義務づけられているとはいえないから、義務付け訴訟としては不適法とされた事例。（3）国を被告とする関西空港に離発着する航空機の陸上飛行を差し止める請求について、航空行政権の行使を求める請求を包含するから、当事者訴訟としては不適法であるとされた事例。（4）知事を被告とする公有水面の埋立免許の取消などを求める訴訟について、原告が原告適格を基礎づける事実を具体的に主張していないとして、これを不適法であるとした

【出典】

判例時報 1720 号 142 頁

【出典】

判例地方自治 203 号 45 頁

【備考】

（控訴審）平成 12 年 2 月 29 日大阪高等裁判所判決（平成 11 年（行コ）第 51 号）

事例。(5) 国を被告とする関西国際空港に離発着する航空機の陸上飛行を差し止める請求については、被告適格がない国を被告としているから、無名抗告訴訟としては不適法であるとされた事例—平成11年5月25日大阪地方裁判所判決(平成10年(行ウ)第73号)

【事件】

被告人の要求する場所に向けて運行させなくても、機長の反抗を抑圧して、通常の運行では全く必要のない駐機をさせれば、運行支配罪は既遂になる—全日空機乗っ取り事件—平成11年9月30日札幌高等裁判所判決(平成9年(ウ)第75号)

【事件】

航空貨物の運送人の責任限度額を定めた旧ワルソー条約22条2項の適用がいわゆる実行運送人にも認められた事例—平成11年10月13日東京地方裁判所判決(平成9年(ワ)11629号)

【評釈】

- 小塚荘一郎 航空貨物運送における運送人の責任制限
- 長谷川俊明 旧ワルソー条約の責任制限(限度)額を定めた規定がいわゆる実行運送人にも適用された事例
- 山崎悠基 航空貨物の運送人の責任制限を定めた旧ワルソー条約22条2項がいわゆる実行運送人にも適用された事例
- 小林登 国際航空運送における運送人の責任—実行運送人の責任制限の可否
- 小林登 実行運送人とワルソー条約22条2項による責任制限の可否

【事件】

(1) 航空会社が就業規則を制定または変更することによって乗務員の労働時間その他の労働条件を定める場合、運航業務に従事する時間が過大となったり、

【出典】

判例時報1693号156頁

【備考】

(第一審)平成9年3月21日函館地方裁判所判決(平成7年(わ)第95号)

【出典】

判例時報1719号94頁、金融・商事判例1093号45頁

ジュリスト1189号107頁(2000.11)

国際商事法務28巻11号1403頁(2000.11)

判例評論507号(判例時報1740号)178頁(2001.5)

損害保険研究63巻2号189頁(2001.8)

『商法(総則・商行為)判例百選(第4版)別冊ジュリスト164号』202頁(有斐閣・2002.10)

【出典】

判例時報1725号3頁、判例タイムズ1051号123頁、労働判例778号49頁

当該運航業務以前に業務に従事したことにより蓄積した疲労とが相まって安全運航に支障を来たすことがないよう合理的な制限を設けることができるとされた例。(2) 労働協約の解約後に行われた就業規則の変更による航空乗務員の勤務時間の延長措置が、「安全性についての合理的な根拠に基づくとはいえない」として、右基準による勤務乗務のないことを確認する原告乗務員らの請求が認められた例—日本航空（操縦士）義務不存在等確認請求事件—平成 11 年 11 月 25 日東京地方裁判所判決（平成 6 年(ワ)第 7883 号、第 12759 号、平成 7 年(ワ)第 14977 号、平成 8 年(ワ)第 14480 号、平成 10 年(ワ)第 23031 号)

【評釈】

- | | | |
|-------|--|---------------------------------------|
| 古川陽二 | 判例法理の展開と東京地裁判決の位置 | 労働法律旬報 1477 号 31 頁 (2000.4) |
| 和田肇 | 航空運航乗務に関する就業規則の不利益変更の可否—日本航空事件 | 判例評論 508 号(判例時報 1743 号)212 頁 (2001.6) |
| 深谷信夫 | 航空機運航乗務員の連続勤務時間を延長する等の勤務基準を不利益変更する就業規則の合理性—日本航空(勤務基準不利益変更)事件 | 法律時報 73 巻 8 号 110 頁 (2001.7) |
| 中嶋士元也 | 国の運航基準内で運航乗務員の乗務時間等を延長する就業規程改定の有効性—日本航空事件 | ジュリスト 1225 号 103 頁 (2002.6) |

平成 12 年 (2000 年)

【事件】

関西国際空港に離着陸する航空機の大阪市上空および大阪府貝塚市上空を通過する航空路（陸上ルート）による飛行の差止請求に係る訴えが不適法として却下された事例—平成 12 年 2 月 29 日大阪高等裁判所判決（平成 11 年(行コ)51 号）

【事件】

平成 4 年にカトマンズ空港で墜落したタイ航空機事故につき、日本人乗客の遺族が航空会社に対して国際航空運送についての規則の統一に関する条約17

【出典】

判例地方自治 203 号 43 頁

【備考】

（第一審）平成 11 年 5 月 25 日大阪地方裁判所判決（平成 10 年(行ウ)第 73 号）

【出典】

判例時報 1745 号 102 頁

条に基づき損害賠償を請求した場合、準拠法が法廷地法である日本法であるとし、民法 709 条、711 条が適用された事例—平成 12 年 9 月 25 日東京地方裁判所判決（平成 5 年(ワ)15476 号）

【評釈】

野村美明 外国航空機事故について
ワルソー条約に基づき日本人遺族より提起された損害賠償請求において、法廷地である日本民法が適用された事例

『私法判例リマークス 2002（上）（法律時報別冊 24 号平成 13 年度判例評論）』147 頁（日本評論社・2002.2）

西谷裕子 国際航空運送に関するワルソー条約の適用される事件における準拠法決定

『平成 13 年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊 1224 号）』316 頁（有斐閣・2002.6）

【事件】

航空法 39 条 1 項 2 号にいう「他人の利益」とは、空港設置者以外の「他人」が具体的に享受する利益を意味し、自然権・環境権として保護されるべき利益については「他人の利益」の利益内容に含まれないとした上で、静岡空港の設置が同 2 号の要件を満たすと判断した被告運輸大臣の本件許可処分は適法であるとした事例—静岡空港設置許可処分取消請求事件—平成 12 年 12 月 22 日静岡地方裁判所判決（平成 8 年(行ウ)第 11 号）

【出典】

訟務月報 48 卷 9 号 2167 頁

平成 14 年（2002 年）

【事件】

小型飛行機によるデモフライトの予行演習中、同操縦者及び同乗者 2 名が死亡した事故について、遺族である原告らが、被告らは本件イベントの主催者として安全に飛行できるよう配慮する義務があったにも関わらず怠ったと主張し、損害賠償を請求した事案で、主催者らには、操縦者らによる本件予行飛行について、安全な飛行経路及び飛行方法の設定並びに操縦者らに対する安全な飛行に必要な情報の教示を内容とする安全配慮義務違反の過失がなかったものといえる等とし、請求を棄却した事例—損害賠償請求事件—平成 14 年 1 月 28 日札幌地方裁判所判決（平成 9 年(ワ)第 2489 号）

【出典】

TKC 法律情報データベース 28071471 番

平成 15 年（2003 年）

【事件】

被告の運行する国際線旅客機を利用して海外視察旅行に出かけた原告 C 及び原告 D が、被告の過失により手荷物を受け取ることができず、原告 C が、私服での視察を余儀なくされ、原告 D が帰国後の業務の予定を把握できないため支障を来すなどして、精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を求めた事案で、手荷物 A の延着は、少なくとも原告 C の責めに帰すべき事由は見当たらない等の事情を総合すれば、原告 C がミラノに到着した日の翌々日には配達されてしかるべきであって、延着は、既に客観的に相当な期間を超えているものと認められるとし、原告 C の請求を一部認容し、原告 D の請求を棄却した事例－損害賠償請求事件－平成 15 年 2 月 25 日仙台地方裁判所判決（平成 13 年（ワ）第 310 号）

【出典】

TKC 法律情報データベース 28081601 番